


ボートレース鳴門

管理棟出入口部周辺等整備工事

図 面 リ ス ト			図 面 リ ス ト		
図 番	図 面 名 称	縮 尺	図 番	図 面 名 称	縮 尺
	表紙、図面リスト	-		《電 気 設 備》	
特-01	特記仕様書（1）	-	E-01	電気設備工事特記仕様書	-
特-02	特記仕様書（2）	-	E-02	全体配置図・付近見取図	1/2000, 50000
特-03	特記仕様書（3）	-	E-03	改修前・後 電気設備配置図	1/250
特-04	特記仕様書（4）	-	E-04	改修前・後 電気設備平面図	1/100
特-05	特記仕様書（5）	-			
	《意 匠》			《給 排 水 衛 生 設 備》	
A-01	全体配置図・付近見取図	1/2000, 50000	P-01	給排水衛生設備工事特記仕様書	-
A-02	管理棟周辺 改修前・後 配置図	1/250	P-02	改修前・後 給排水衛生設備配置図	1/150
A-03	管理棟周辺 改修前・後 平面図	1/100			
A-04	新設庇廻り詳細図（1）	1/50			
A-05	新設庇廻り詳細図（2）	1/50			
A-06	各部詳細図（1）（参考図）	1/50			
A-07	各部詳細図（2）（参考図）	1/50			
A-08	ウズホール周辺 現況配置図	1/400			
A-09	ウズホール周辺 改修前・後 平面図	1/50, 1/100			
A-10	各部詳細図（3）（参考図）	図示			

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項														
一 章 一 般 共 通 事 項	1. 工事名称	ポートレース鳴門管理棟出入口部周辺等整備工事	⑦ 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。	⑪ 交通安全管理	◎輸送災害の防止 受注者は、工事事業車による土砂、工事事業用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。																
	2. 工事概要	屋外通路屋根設置工事、門扉移設工事、ゴミ分別ハウス周辺整備工事、ウズホール管理用門扉設置工事		⑧ 施工体制台帳及び施工体系図		(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2) 施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法運行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある															
一 章 一 般 共 通 事 項	3. 工事場所	鳴門市撫養町大桑島	⑨ 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。	⑫ 発生材の処理等	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。																
	4. 建物概要	<table border="1"> <tr><td>建物名称</td><td>ポートレース鳴門</td></tr> <tr><td>構造・規模</td><td>S造 地上7階・地下0階</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>51,207.85 (m²)</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>15,160 (m²)</td></tr> <tr><td>消防法施行令別表第1の区分</td><td>別表第一 第1項イ</td></tr> </table>		建物名称		ポートレース鳴門	構造・規模	S造 地上7階・地下0階	敷地面積	51,207.85 (m ²)	延床面積	15,160 (m ²)	消防法施行令別表第1の区分	別表第一 第1項イ	⑩ 施工中の安全確保	◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行うこと。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に点検を行い、その記録を保管すること。 ◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。 ◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。					
建物名称	ポートレース鳴門																					
構造・規模	S造 地上7階・地下0階																					
敷地面積	51,207.85 (m ²)																					
延床面積	15,160 (m ²)																					
消防法施行令別表第1の区分	別表第一 第1項イ																					
5. 工事種目	<table border="1"> <tr><th>種目</th><th>工事概要</th></tr> <tr><td>建築一式工事</td><td>改修工事</td></tr> <tr><td>電気設備一式工事</td><td>改修工事</td></tr> <tr><td>給排水設備一式工事</td><td>改修工事</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	種目	工事概要	建築一式工事	改修工事	電気設備一式工事	改修工事	給排水設備一式工事	改修工事									II. 工事共通仕様書	⑪ 適用基準	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ○ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ○ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ○ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ○ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ○ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ○ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ○ 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ○ 建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説 令和2年版 ○ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ○ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ○ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ○ 敷地調査共通仕様書 令和4年版 また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 ① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） ② 建築改修工事監理指針（令和4年版） ③ 電気設備工事監理指針（令和4年版） ④ 機械設備工事監理指針（令和4年版）	⑫ 発生材の処理等	◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-Iによること。
種目	工事概要																					
建築一式工事	改修工事																					
電気設備一式工事	改修工事																					
給排水設備一式工事	改修工事																					
5. その他			⑬ 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等	◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類の及び住所を必ず入力すること。ただし、パーजन材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。																	
II. 工事共通仕様書			⑭ 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願ひ」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。	⑮ 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。																
			⑯ 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。	⑯ 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。																

鳴門市企業局	ポートレース事業課		工 事 名 称	ポートレース鳴門	図 名	特記仕様書（1）			株 式 会 社	宮 建 築 設 計		管 理 建 築 士	係	図 番
				管理棟出入口部周辺等整備工事		縮 尺	-/-	年 月		1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	1級333707 清水 康代			

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																																				
一 章 一 般 共 通 事 項	⑬ 材料・製品等	<p>また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木質製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p>	⑰ 工事看板等	<p>とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事に使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。</p> <p>また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p>	⑱ 設計変更箇所確認	<p>◎受注者は、本工事に於いて使用する工事看板・バリアード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者ととも定期的に確認すること。</p> <p>また、工事しゅん工前には全上の設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者ととも、書面により確認すること。</p>	⑲ 工事検査及び技術検査	<p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	⑳ 完成図等	<p>◎電子納品：対象外</p> <p>◎提出書類 ・竣工図（A3版1部、電子データ1部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） ・工事写真（写真帳1部（着事前及び完成写真）） ・使用材料一覧表（1部） ・保全に関する資料</p> <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存すること。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p>	区 分	サイ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ	㉑ 火災保険	<p>◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。</p> <p>(1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁修繕工事等）</p> <p>(3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p>	1章 改修一般共通事項 ① 施工条件	<p>(4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>	② 重要備品等	<p>◎施工条件は次による。</p> <p>・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業はポートレース非開催日もしくは、レース終了後の15時以降での作業とする。</p> <p>・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</p> <p>・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。</p> <p>・競走水面に資材等が飛散しないよう、資機材の保管、養生には十分注意すること。</p>	③ 施工調査	<p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無） 備品等名称： 保管場所： 注意事項：</p> <p>◎調査期間 本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間とする。切り直し時期については、協議の上決定する。</p>	4. 交通誘導警備員	<p>◎交通誘導警備員 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 日間配置すること。</p> <p>・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている・義務付けられていない）。</p> <p>・警備員は、延20人（昼20人、夜0人；うち検定合格警備員0人）を見込んでいます。</p> <p>・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</p> <p>・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。</p> <p>・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p>	⑥ 産業廃棄物の処理	<p>◎産業廃棄物の種類ごとに処分すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p>	7. 他工事との取り合い	<p>◎他工事との取り合い区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管 工 事</th> <th>空調工事</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリーブ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリーブ開口補強（鉄筋）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上（リンレン等）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋（GLまで）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排気ガラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他	梁、壁、床スリーブ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリーブ開口補強（鉄筋）	○					同上（リンレン等）	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋（GLまで）	○					盤、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排気ガラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					⑦ 室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>◎測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。</p> <p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・ステレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・ステレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測 定 対 象 室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測 定 対 象 室	測定箇所数				
		区 分		サイ ズ																																																																																																																								
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																																											
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																																											
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																																											
項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他																																																																																																																							
梁、壁、床スリーブ入れ		○	○	○																																																																																																																								
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																																																								
スリーブ開口補強（鉄筋）	○																																																																																																																											
同上（リンレン等）	○																																																																																																																											
床、天井点検口	○																																																																																																																											
設備機器天井開口墨出		○	○	○																																																																																																																								
同上切込み及び開口補強	○																																																																																																																											
衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																																																									
縦樋（GLまで）	○																																																																																																																											
盤、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																																																								
同上補強	○																																																																																																																											
給排気ガラリ取り付け	○																																																																																																																											
空調機器類の基礎工事	○																																																																																																																											
測 定 対 象 室	測定箇所数																																																																																																																											
⑭ 化学物質を発生する建築材料等	<p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2)保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3)接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4)塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>	21. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>◎デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	⑤ 産業廃棄物の処理	<p>◎測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。</p> <p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・ステレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・ステレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測 定 対 象 室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測 定 対 象 室	測定箇所数																																																																																																																					
測 定 対 象 室	測定箇所数																																																																																																																											
⑮ 施工	<p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は鳴門市へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	②⑥ 完成図等	<p>◎電子納品：対象外</p> <p>◎提出書類 ・竣工図（A3版1部、電子データ1部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） ・工事写真（写真帳1部（着事前及び完成写真）） ・使用材料一覧表（1部） ・保全に関する資料</p> <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存すること。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p>	区 分	サイ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ	⑦ 他工事との取り合い	<p>◎他工事との取り合い区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管 工 事</th> <th>空調工事</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリーブ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリーブ開口補強（鉄筋）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上（リンレン等）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋（GLまで）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排気ガラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他	梁、壁、床スリーブ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリーブ開口補強（鉄筋）	○					同上（リンレン等）	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋（GLまで）	○					盤、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排気ガラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○																															
区 分	サイ ズ																																																																																																																											
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																																											
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																																											
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																																											
項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他																																																																																																																							
梁、壁、床スリーブ入れ		○	○	○																																																																																																																								
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																																																								
スリーブ開口補強（鉄筋）	○																																																																																																																											
同上（リンレン等）	○																																																																																																																											
床、天井点検口	○																																																																																																																											
設備機器天井開口墨出		○	○	○																																																																																																																								
同上切込み及び開口補強	○																																																																																																																											
衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																																																									
縦樋（GLまで）	○																																																																																																																											
盤、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																																																								
同上補強	○																																																																																																																											
給排気ガラリ取り付け	○																																																																																																																											
空調機器類の基礎工事	○																																																																																																																											
⑯ 建設機械等	<p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等</p>	22. 火災保険	<p>◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。</p> <p>(1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁修繕工事等）</p> <p>(3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p>	⑧ 室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>◎測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。</p> <p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・ステレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・ステレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測 定 対 象 室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測 定 対 象 室	測定箇所数																																																																																																																					
測 定 対 象 室	測定箇所数																																																																																																																											

鳴門市企業局 ポートレース事業課



工 事
名 称

ポートレース鳴門
管理棟出入口部周辺等整備工事
徳島県建築士事務所協会々員

図 名
縮 尺

特記仕様書（2）
-/- 年 月

株式会社 宮 建 築 設 計
1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

管理建築士
1級333707
清水 康代

係
No. 特-02

図 番

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																													
9	技能士の適用	<p>測定は、次のいずれかにより行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準（平成13年 国土交通省告示第1347号）第56-3（3）「□ 測定の方法」において定められた方法 パッシブ型採取機器を用いる方法 <p>パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。</p> <p>(1)30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間換気する。</p> <p>(2)5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。</p> <p>(3)測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。</p> <p>なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※ (1)、(2)、(3)において、換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。</p> <p>(4)分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。</p> <p>(5)測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、現場監督員と対応方法について協議すること。</p> <p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>・ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>◎ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>◎ コンクリート圧送工事業業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>◎ 型枠工事業業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事業業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事業業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事業業 ・ 合成ゴム系シート防水工事業業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事業業 ・ セメント系防水工事業業 ・ シーリング防水工事業業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事業業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事業業 ・ FRP防水工事業業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事業業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かわらぶき</td> <td>・ かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>◎ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作</td> <td>・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事業業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ プラスチック系床仕上げ工事業業 ・ カーペット系床仕上げ工事業業 ◎ 鋼製下地工事業業 ◎ ボード仕上げ工事業業 ・ カーテン工事業業 ・ 木質系床仕上げ工事業業 ・ 表具作業 ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事業業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調和機器施工</td> <td>・ 冷凍空調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	・ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	◎ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	◎ コンクリート圧送工事業業	型枠	型枠施工	◎ 型枠工事業業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事業業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事業業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事業業 ・ 合成ゴム系シート防水工事業業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事業業 ・ セメント系防水工事業業 ・ シーリング防水工事業業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事業業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事業業 ・ FRP防水工事業業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事業業	屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業		かわらぶき	・ かわらぶき作業	金属	建築板金	◎ 内外装板金作業	左官	左官	・ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業		サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ ガラス工事業業	塗装	塗装	・ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事業業 ・ カーペット系床仕上げ工事業業 ◎ 鋼製下地工事業業 ◎ ボード仕上げ工事業業 ・ カーテン工事業業 ・ 木質系床仕上げ工事業業 ・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	植栽	造園	・ 造園工事業業	機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業	二章 改修 仮設 工事	<p>① 一般事項</p> <p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の汚泥処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告する。</p> <p>◎設計GLの設定は、1FL-100を±0とする。ただし、監督員の指示により決定する。</p> <p>3. 足場等</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②（一社）仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎外部足場（種類：枠組み足場、仕様：2枚布、D=90cm、シート仕様：養生シート） ・ 壁つなぎ間隔（水平方向：5.5m以下、鉛直方向：5m以下） ・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（標仕2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>◎内部足場（種類：脚立足場、仕様：2枚布、D= cm） ・ 壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下）</p> <p>◎仮囲い（仕様：成形鋼板、H=2.0 m、L=36.6 m）（図示）</p> <p>◎ゲート（有・無、仕様： ）</p> <p>◎足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。 ◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。 ◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場架き用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を遵守し作業を行うこと。</p> <p>◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：図示による）</p> <p>◎監督員事務所は（設ける（面積 10 m²程度） ・（設けない））</p> <p>◎監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 (1)机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計 (2)ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全带 (3) 請負加入電話の子機 (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 (5) ファクシミリ他</p> <p>◎既存電力利用（出来る ・（出来ない））、電力料金（有償 ・ 無償） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用（出来る ・（出来ない））、用水料金（有償 ・ 無償） ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎同用地は、（図示の場所に ・（用意していないので業者にて）設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。 ◎借地借家料 円</p>	三章 コンクリート 工事	<p>① 一般事項</p> <p>◎I類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート） ・ II類（JIS A 5308への適合したコンクリート）</p> <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc (N/mm²)</th> <th>調合管理強度 Fn (N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>有</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>工作物基礎</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度（Fc）に構造体強度補正值（S）を加えた値とする。なお、構造体強度補正值（S）は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・ 第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p> <p>◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。 ◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は（A・B・C）種とする。 ◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5.1による。</p> <p>◎セメントの種類は、（普通ポルトランドセメント）・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種）とする。 ・ 高炉セメントB種適用箇所（ ） ・ フライアッシュセメントB種適用箇所（ ）</p> <p>◎骨材は、標仕 6.3.1 (2) による。</p> <p>◎細骨材としてフェロニッケルslag使用（できる ・（できない））。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p> <p>◎試練りは（行う ・（行わない））。</p> <p>◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O（エヌエーツーオー）換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	調合管理強度 Fn (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通	18	18	15	有		2.3	工作物基礎																
	工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																																		
仮設	とび	・ とび作業																																																																																																			
鉄筋	鉄筋施工	◎ 鉄筋組立て作業																																																																																																			
コンクリート	コンクリート圧送施工	◎ コンクリート圧送工事業業																																																																																																			
型枠	型枠施工	◎ 型枠工事業業																																																																																																			
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																																																			
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事業業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事業業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事業業 ・ 合成ゴム系シート防水工事業業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事業業 ・ セメント系防水工事業業 ・ シーリング防水工事業業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事業業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事業業 ・ FRP防水工事業業																																																																																																			
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																																			
木	建築大工	・ 大工工事業業																																																																																																			
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																			
	かわらぶき	・ かわらぶき作業																																																																																																			
金属	建築板金	◎ 内外装板金作業																																																																																																			
左官	左官	・ 左官作業																																																																																																			
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業																																																																																																			
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																																																			
	ガラス施工	・ ガラス工事業業																																																																																																			
塗装	塗装	・ 建築塗装作業																																																																																																			
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事業業 ・ カーペット系床仕上げ工事業業 ◎ 鋼製下地工事業業 ◎ ボード仕上げ工事業業 ・ カーテン工事業業 ・ 木質系床仕上げ工事業業 ・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																																			
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																																			
植栽	造園	・ 造園工事業業																																																																																																			
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業																																																																																																			
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	調合管理強度 Fn (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所																																																																																														
普通	18	18	15	有		2.3	工作物基礎																																																																																														



章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																							
四章 防水工事	4. 打継ぎの位置 ひび割れ誘発目地 打継ぎ目地	(3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。 ◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。 ◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3〔目地寸法〕(1)(ア)による。 ◎ひび割れ誘発目地の位置（・図示による ・ @2500 ）	⑤ 高力ボルト接合	◎すべり係数試験は（ 行う ・ <u>行わない</u> ）。 ただし、溶融亜鉛めっき工法の場合は、「I3.溶融亜鉛めっき工法」によるものとする。 ◎ショットプラスト又はグリットプラストにより摩擦面の表面粗度を50μmRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。 (1) 表面粗度測定機による測定 (2) プラスト機器の性能表による確認 (3) スプライスプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認 上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験（サンプル試験）を行い、すべり係数値0.45以上を確認すること。 ◎高力ボルトを工事現場に搬入後、JIS形高力ボルトは、トルク係数値の確認試験を（ 行う ・ <u>行わない</u> ） ◎確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。 ◎トルシア形高力ボルトは、軸力の確認試験を（ 行う ・ <u>行わない</u> ）。 ◎締付け工法の確認は、JASS6 6.3〔締付け工法の確認〕に準じる。 ◎原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと。 ◎仮ボルトの本数は標仕7.10.5(2)～(4)とし、本接合完了までの応力に対して検討を行うこと。	⑩ シーリング	◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。 ◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（ 行う ・ <u>行わない</u> ）。 ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（ <u>簡易接着性試験</u> ）・引張接着性試験）を行う。 ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。 ◎種類及び施工箇所																																																									
	④ レディミクストコンクリート工場の指定	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。 ◎型枠は、（ 県産木製型枠 ・ <u>合板</u> ） 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック ）とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(ア)</td> <td>A 種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(イ)</td> <td>B 種</td> <td>なし</td> <td>合板</td> <td>12</td> <td>巾木</td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(イ)</td> <td>C 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td>合板</td> <td>12</td> <td>巾木</td> </tr> </tbody> </table> ◎打ち直し仕上げの打ち増し厚さは（ 20 ）mmとし、打ち増しの範囲は図示による。 ◎打ち直し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち直し面より2mm程度、引込める。	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				標仕6.8.2(2)(ア)	A 種	あり				標仕6.8.2(2)(イ)	B 種	なし	合板	12	巾木	標仕6.8.2(2)(イ)	C 種	なし				標仕6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし	合板	12	巾木	⑥ 普通ボルト接合	◎普通ボルトの戻し止めは（ <u>二重ナット</u> ）・ナットの溶接 ・ ゆるみ防止用特殊ナット ）による。 ただし、母屋・胴縁類の取付用ボルトは、全ねじボルトとする。戻り止めは省略できない。 ◎普通ボルトの座金は（ ・ JIS B 1256 ・ ）による。 ◎溶接作業は、工場作業を原則とする。 ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。 ◎溶接技能者に対して、技量付加試験を（ 行う ・ <u>行わない</u> ）。 ◎開先の形状は構造図による。 ◎溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による。 ◎スカラップの形状は、図示による。 ◎鋼製エンドタブの切断は（ 行う ・ <u>行わない</u> ）を行う場合は図示による。 ◎エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、1～5mm残して、部材断面を欠損しないよう直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。 ◎低応力高サイクル疲労を受ける部位は、図示による。 ◎完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を（ 行う ・ <u>行わない</u> ）。 試験を行う場合の平均出検品質限界（AOQL）は（ 2.5% ・ 4% ）とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験の種類</th> <th>試験箇所</th> <th>試験数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超音波探傷試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験の種類	試験箇所	試験数	備考	超音波探傷試験				13. 漏水試験	◎屋内については、漏水試験を行う。 ◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（ 3 ・ 5 ・ 7 ・ 10 ）年間の防水工事性能保証書を提出すること。													
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																										
県産木製型枠	—	なし																																																													
標仕6.8.2(2)(ア)	A 種	あり																																																													
標仕6.8.2(2)(イ)	B 種	なし	合板	12	巾木																																																										
標仕6.8.2(2)(イ)	C 種	なし																																																													
標仕6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし	合板	12	巾木																																																										
試験の種類	試験箇所	試験数	備考																																																												
超音波探傷試験																																																															
三章 鉄骨工事	① 一般事項	◎製作工場は、国土交通大臣の認定による（ R ）グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。 ◎鉄骨製作工場には施工管理技術者を（ 置く ・ <u>置かなくともよい</u> ） ◎工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板（30～35×45cm）（H.4.9.30 指発第347号）を掲示すること。 ◎鋼材は次による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>規格番号・規格名称等</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SS400</td> <td></td> <td>庇取付下地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◎高力ボルトは、（ JIS形高力ボルト ・ <u>トルシア形高力ボルト2種</u> ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト ）とする。径は、（ M16 ）とし、使用箇所は図示による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号等</th> <th>規格名称等</th> <th>セットの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築基準法に基づき指定又は認定</td> <td>トルシア形高力ボルト</td> <td>JSS II 09</td> </tr> <tr> <td>JIS B 1186</td> <td>JIS形高力ボルト</td> <td>2種（F10T）</td> </tr> <tr> <td>建築基準法に基づき指定又は認定</td> <td>溶融亜鉛めっき高力ボルト</td> <td>1種（F8T）</td> </tr> </tbody> </table> ◎普通ボルト及びナットの材料等は、（ JIS付属品（JIS B 1180及びJIS B 1181） ・ JIS本体規格品（ISO規格） ）とする。 径は、（ M12 ）とし、使用箇所は図示による。 ◎溶接材料は、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したもので、製作工場の通常使用のものとする。	種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所	SS400		庇取付下地							規格番号等	規格名称等	セットの種類	建築基準法に基づき指定又は認定	トルシア形高力ボルト	JSS II 09	JIS B 1186	JIS形高力ボルト	2種（F10T）	建築基準法に基づき指定又は認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種（F8T）	⑦ 溶接接合	◎鋼製エンドタブの切断は（ 行う ・ <u>行わない</u> ）を行う場合は図示による。 ◎エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、1～5mm残して、部材断面を欠損しないよう直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。 ◎低応力高サイクル疲労を受ける部位は、図示による。 ◎完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を（ 行う ・ <u>行わない</u> ）。 試験を行う場合の平均出検品質限界（AOQL）は（ 2.5% ・ 4% ）とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験の種類</th> <th>試験箇所</th> <th>試験数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超音波探傷試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験の種類	試験箇所	試験数	備考	超音波探傷試験				14. 防水保証	◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（ 3 ・ 5 ・ 7 ・ 10 ）年間の防水工事性能保証書を提出すること。																									
	種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所																																																												
SS400		庇取付下地																																																													
規格番号等	規格名称等	セットの種類																																																													
建築基準法に基づき指定又は認定	トルシア形高力ボルト	JSS II 09																																																													
JIS B 1186	JIS形高力ボルト	2種（F10T）																																																													
建築基準法に基づき指定又は認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種（F8T）																																																													
試験の種類	試験箇所	試験数	備考																																																												
超音波探傷試験																																																															
② 材料	◎鋼材は次による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>規格番号・規格名称等</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SS400</td> <td></td> <td>庇取付下地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◎高力ボルトは、（ JIS形高力ボルト ・ <u>トルシア形高力ボルト2種</u> ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト ）とする。径は、（ M16 ）とし、使用箇所は図示による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号等</th> <th>規格名称等</th> <th>セットの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築基準法に基づき指定又は認定</td> <td>トルシア形高力ボルト</td> <td>JSS II 09</td> </tr> <tr> <td>JIS B 1186</td> <td>JIS形高力ボルト</td> <td>2種（F10T）</td> </tr> <tr> <td>建築基準法に基づき指定又は認定</td> <td>溶融亜鉛めっき高力ボルト</td> <td>1種（F8T）</td> </tr> </tbody> </table> ◎普通ボルト及びナットの材料等は、（ JIS付属品（JIS B 1180及びJIS B 1181） ・ JIS本体規格品（ISO規格） ）とする。 径は、（ M12 ）とし、使用箇所は図示による。 ◎溶接材料は、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したもので、製作工場の通常使用のものとする。	種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所	SS400		庇取付下地							規格番号等	規格名称等	セットの種類	建築基準法に基づき指定又は認定	トルシア形高力ボルト	JSS II 09	JIS B 1186	JIS形高力ボルト	2種（F10T）	建築基準法に基づき指定又は認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種（F8T）	⑧ 錆止め塗装	◎素地ごしらは、標仕表18.2.3（ A ・ B ・ <u>C</u> ）種とする。 ※A種及びB種は製作工場で行うものとする。 ◎塗料種別 鉄面 標仕表18.3.1の（ <u>A</u> ・ B ・ C ・ D ）種 亜鉛めっき面 標仕表18.3.2の（ A ・ B ・ C ）種 ◎塗料塗り種別 鉄面 標仕表18.3.3の（ A ・ <u>B</u> ）種 （工場1回、現場1回） 亜鉛めっき面 標仕表18.3.5の（ <u>A</u> ・ B ）種 （現場1回） ◎鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の塗装を（ 行う ・ <u>行わない</u> ） 行う場合の塗料の種類は（ A ・ B ）種とする。 ◎耐火被覆材の接着する面の塗装の範囲は図示による。塗料の種類は（ A ・ B ）種とする。 ◎耐火被覆材の接着する面以外の塗装の範囲は図示による。塗装の範囲は、標仕7.8.2(1)(ア)～(オ)以外とする。 ◎鉄骨建方の精度は、（ 社 ）日本建築学会「建築工事標準仕様書－6.鉄骨工事付則－6.鉄骨精度検査基準」による。 ただし以下のものは図面による。 ・特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。 ・軽微な構造物あるいは構造物の部分。 ◎摩擦面の処理は、（ プラスト処理 ・ リン酸塩処理 ）とする。 ◎プラスト処理とする場合は、5.高力ボルト接合同様の方法で表面粗度50μmRz以上の確認を行う。 ◎リン酸塩処理とする場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は（ すべり試験 ）とする。 すべり試験の要領は、溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会の「めっき高力ボルト接合設計施工指針」による。	① 一般事項	◎製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承諾を得ること。 ◎あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験を（ 行う ・ <u>行わない</u> ）。 確認強度は、（ ）kNとする。 ◎アルミニウム及びアルミニウム合金（成形板、笠木、建具以外） <table border="1"> <thead> <tr> <th>表面処理の種別</th> <th>被膜又は複合被膜の種類・着色方法・色合等</th> <th>表面処理の試験方法</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◎亜鉛めっき（手すり、タラップ以外） <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>表面処理方法</th> <th>記号又は等級</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◎亜鉛めっきの試験は（ 行う ・ <u>行わない</u> ）。 試験方法（ ）	表面処理の種別	被膜又は複合被膜の種類・着色方法・色合等	表面処理の試験方法	施工箇所													種別	表面処理方法	記号又は等級	施工箇所													② 表面処理	◎溶接及びびろう付けによる接合後は、各表面仕上げの種類別の皮膜処理を行うこと。ただし、亜鉛めっき面については、標仕14.2.2による。 ◎鉄の溶接は、7章「鉄骨工事」に準ずる。 ◎野縁などの種類：屋内19形、屋外25形とし、標仕 表14.4.1による。 ◎耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティ・天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。 ◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo=（ 36 ）m/s 地表面粗度区分（ I ・ <u>II</u> ・ III ・ IV ） 積雪区分 建設省告示第1455号 別表（ ）
種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所																																																													
SS400		庇取付下地																																																													
規格番号等	規格名称等	セットの種類																																																													
建築基準法に基づき指定又は認定	トルシア形高力ボルト	JSS II 09																																																													
JIS B 1186	JIS形高力ボルト	2種（F10T）																																																													
建築基準法に基づき指定又は認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種（F8T）																																																													
表面処理の種別	被膜又は複合被膜の種類・着色方法・色合等	表面処理の試験方法	施工箇所																																																												
種別	表面処理方法	記号又は等級	施工箇所																																																												
③ 材料試験	◎JIS規格品は、材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。 ◎トルシア形高力ボルトは、製品に対する製造管理方法及び品質管理試験の結果を、監督員に提出し承諾を受けること。 ◎板厚方向の引張試験を（ 行う ・ <u>行わない</u> ）。 ◎高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの線端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。 ◎床書き現寸図は作成（ する ・ <u>しない</u> ）。 ◎鉄骨の製作精度は、標仕7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。 H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。 ◎仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。	⑨ 工事現場施工	◎鉄骨建方の精度は、（ 社 ）日本建築学会「建築工事標準仕様書－6.鉄骨工事付則－6.鉄骨精度検査基準」による。 ただし以下のものは図面による。 ・特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。 ・軽微な構造物あるいは構造物の部分。 ◎摩擦面の処理は、（ プラスト処理 ・ リン酸塩処理 ）とする。 ◎プラスト処理とする場合は、5.高力ボルト接合同様の方法で表面粗度50μmRz以上の確認を行う。 ◎リン酸塩処理とする場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は（ すべり試験 ）とする。 すべり試験の要領は、溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会の「めっき高力ボルト接合設計施工指針」による。	3. 溶接、ろう付け等	◎溶接及びびろう付けによる接合後は、各表面仕上げの種類別の皮膜処理を行うこと。ただし、亜鉛めっき面については、標仕14.2.2による。 ◎鉄の溶接は、7章「鉄骨工事」に準ずる。 ◎野縁などの種類：屋内19形、屋外25形とし、標仕 表14.4.1による。 ◎耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティ・天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。 ◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo=（ 36 ）m/s 地表面粗度区分（ I ・ <u>II</u> ・ III ・ IV ） 積雪区分 建設省告示第1455号 別表（ ）																																																										
④ 工作一般	◎高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの線端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。 ◎床書き現寸図は作成（ する ・ <u>しない</u> ）。 ◎鉄骨の製作精度は、標仕7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。 H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。 ◎仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。	13. 溶融亜鉛めっき工法	◎摩擦面の処理は、（ プラスト処理 ・ リン酸塩処理 ）とする。 ◎プラスト処理とする場合は、5.高力ボルト接合同様の方法で表面粗度50μmRz以上の確認を行う。 ◎リン酸塩処理とする場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は（ すべり試験 ）とする。 すべり試験の要領は、溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会の「めっき高力ボルト接合設計施工指針」による。	④ 軽量鉄骨天井下地	◎野縁などの種類：屋内19形、屋外25形とし、標仕 表14.4.1による。 ◎耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティ・天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。 ◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo=（ 36 ）m/s 地表面粗度区分（ I ・ <u>II</u> ・ III ・ IV ） 積雪区分 建設省告示第1455号 別表（ ）																																																										
				⑤ アルミ庇	◎D=1500 施工前に下記条件により耐風圧強度計算を行い、安全性を確かめること。 基準風速 Vo=（ 36 ）m/s、再現期間 200年（風速割増1.15） 地表面粗度区分（ I ・ <u>II</u> ・ III ・ IV ） ◎製造所：アルフィン株式会社 AD-R 同等																																																										



章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																																		
七 章 内 装 改 修 工 事	① 一般事項	<p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p>	二十 章 ユ ニ ツ ト そ の 他 工 事	① 電動扉新設	◎製造所：四国化成建材（株） スタックラインSR1型 電動式（片引き）同等																																																																																																																					
	② 撤去並びに下地補修	<p>①床改修</p> <p>・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニール床シート</td> <td rowspan="3">改標仕6.2.2(1)(ア)による</td> <td rowspan="3">全面・一部(図示)</td> <td rowspan="3">部分的な不良箇所に対する指示を記入。また、木床組の場合、撤去範囲を記入</td> </tr> <tr> <td>ビニール床タイル</td> </tr> <tr> <td>ゴム系床タイル</td> </tr> <tr> <td>合成樹脂塗床</td> <td>機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)</td> <td>同 上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フローリング張床</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ウ)</td> <td>同 上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(エ)</td> <td>同 上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床組</td> <td>改標仕6.2.2(1)(オ)</td> <td>同 上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備 考 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>凹凸部処理</td> <td>サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル</td> <td>合成樹脂塗床の場合</td> </tr> <tr> <td>欠損部 下地モルタル撤去部</td> <td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td> <td>塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎改修後の床の清掃範囲は図示する。</p> <p>②壁改修</p> <p>・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照</p> <p>・間仕切壁撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。 塗り厚25mm超の場合の補修を（行う・行わない）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機械等の区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>油圧クラッシャー使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイヤモンドカッター使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハンドブレイカー使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アグレッシブウォータージェット使用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁下地を含む全面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③天井改修 改標仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井下地を含む一部</td> <td>天井内への庇下地鉄骨設置に支障のある範囲</td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td>取り合い壁は既存のままとする</td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付ける。 ・既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。</p> <p>⑬ せっこうボードその他 ボード及び合板張り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>不燃材等 の区分</th> <th>小ねじ・釘 ・接着剤の 種類</th> <th>下地の 種類</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せっこうボード</td> <td>壁</td> <td>下地・仕上</td> <td>12.5</td> <td>不燃</td> <td></td> <td>LGS・ボード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS A 6901の規格品</td> <td>天井</td> <td>下地</td> <td>9.5</td> <td>不燃</td> <td></td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付</td> <td>9.5</td> <td>準不燃</td> <td></td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6301の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付</td> <td>9.0</td> <td>不燃</td> <td></td> <td>ボード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品</td> <td>壁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通合板 農林省告示第233号</td> <td>床</td> <td>突付</td> <td>12.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>		種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考	ビニール床シート	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	部分的な不良箇所に対する指示を記入。また、木床組の場合、撤去範囲を記入	ビニール床タイル	ゴム系床タイル	合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上		フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上		床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上		床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上		下地の状況	下地処理方法	備 考 欄	凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂塗床の場合	欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修	機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	油圧クラッシャー使用		ダイヤモンドカッター使用		ハンドブレイカー使用		アグレッシブウォータージェット使用		撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	壁下地を含む全面		ボード面まで		ボード面を残し仕上げのみ		撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容	天井下地を含む一部	天井内への庇下地鉄骨設置に支障のある範囲	ボード面まで	取り合い壁は既存のままとする	ボード面を残し仕上げのみ		材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等 の区分	小ねじ・釘 ・接着剤の 種類	下地の 種類	備 考	せっこうボード	壁	下地・仕上	12.5	不燃		LGS・ボード		JIS A 6901の規格品	天井	下地	9.5	不燃		LGS		化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付	9.5	準不燃		LGS		ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6301の規格品	天井	突付	9.0	不燃		ボード		けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁							普通合板 農林省告示第233号	床	突付	12.0					① 目隠しフェンス	◎製造所：四国化成建材（株） TRF1型 同等
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考																																																																																																																							
ビニール床シート	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	部分的な不良箇所に対する指示を記入。また、木床組の場合、撤去範囲を記入																																																																																																																							
ビニール床タイル																																																																																																																										
ゴム系床タイル																																																																																																																										
合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上																																																																																																																								
フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上																																																																																																																								
床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上																																																																																																																								
床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上																																																																																																																								
下地の状況	下地処理方法	備 考 欄																																																																																																																								
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂塗床の場合																																																																																																																								
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修																																																																																																																								
機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																																																																									
油圧クラッシャー使用																																																																																																																										
ダイヤモンドカッター使用																																																																																																																										
ハンドブレイカー使用																																																																																																																										
アグレッシブウォータージェット使用																																																																																																																										
撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																																																																									
壁下地を含む全面																																																																																																																										
ボード面まで																																																																																																																										
ボード面を残し仕上げのみ																																																																																																																										
撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																																																																																																									
天井下地を含む一部	天井内への庇下地鉄骨設置に支障のある範囲																																																																																																																									
ボード面まで	取り合い壁は既存のままとする																																																																																																																									
ボード面を残し仕上げのみ																																																																																																																										
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等 の区分	小ねじ・釘 ・接着剤の 種類	下地の 種類	備 考																																																																																																																			
せっこうボード	壁	下地・仕上	12.5	不燃		LGS・ボード																																																																																																																				
JIS A 6901の規格品	天井	下地	9.5	不燃		LGS																																																																																																																				
化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付	9.5	準不燃		LGS																																																																																																																				
ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6301の規格品	天井	突付	9.0	不燃		ボード																																																																																																																				
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁																																																																																																																									
普通合板 農林省告示第233号	床	突付	12.0																																																																																																																							
	③ 格子フェンス	◎製造所：四国化成建材（株） TAF型 同等																																																																																																																								
	④ 洗濯場屋根	◎製造所：四国化成建材（株） サイクルポートVF-R 同等																																																																																																																								
	⑤ アコーディオン門扉	◎製造所：四国化成建材（株） ALXF16L-S815S フラットレールタイプ（片開き）同等																																																																																																																								
		※ 上記について、既存施設設備に合わせて参考メーカー・品番等を記載しているが、同品番等を指定するものではなく、他メーカーでも同等品以上と認められる場合は選択してよいものとする。 ただし既存施設設備のデザインと調和が取れているものとし、事前に監督員の承諾を得ること。																																																																																																																								





1/2,000



1/50,000



計画地：徳島県鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜48-1



鳴門市企業局 ボートレース事業課



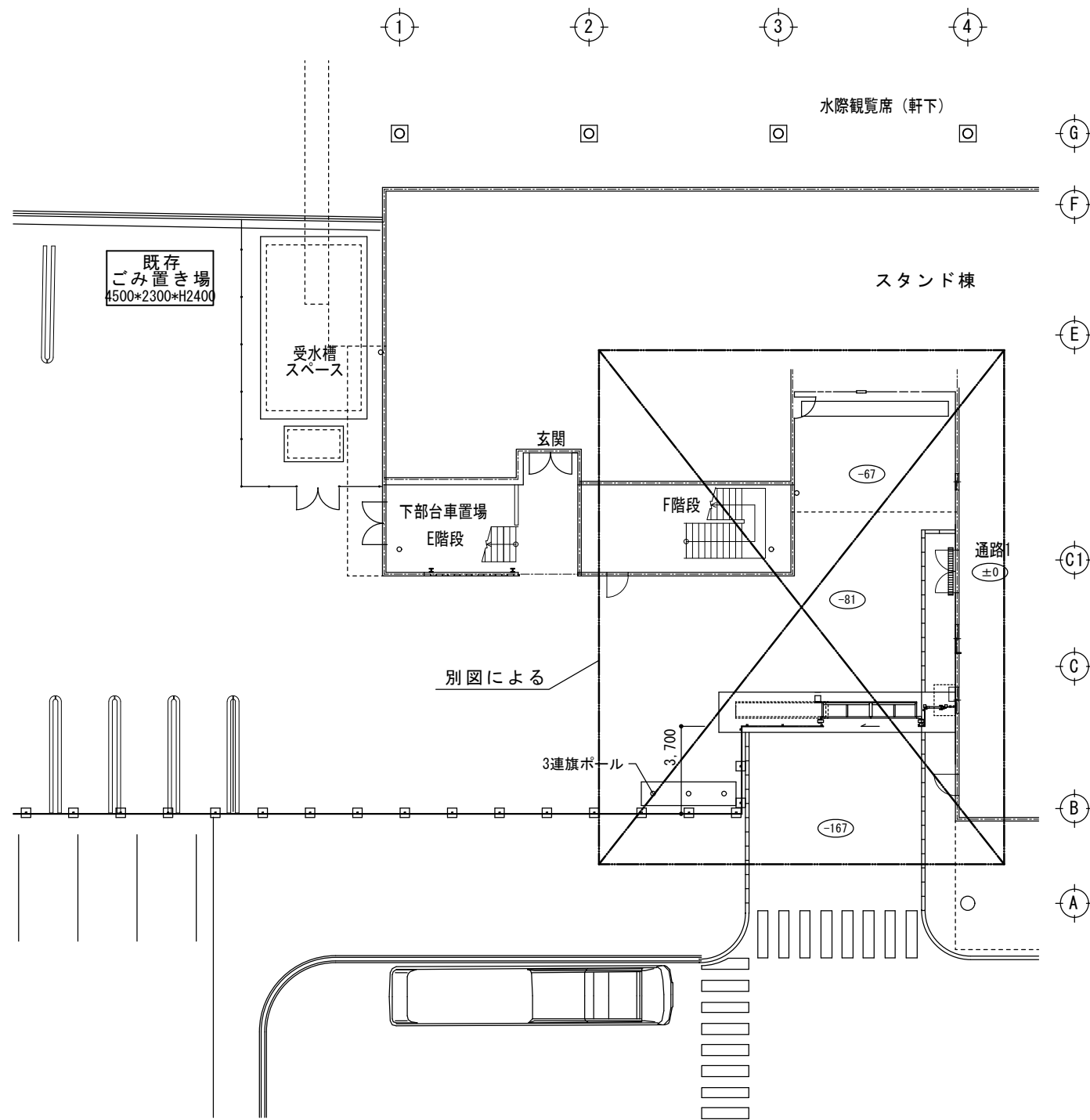
工事名称
ボートレース鳴門
管理棟出入口部周辺等整備工事
徳島県建築士事務所協会々員

図名
全体配置図・付近見取図
縮尺
1/2000, 50000 年月

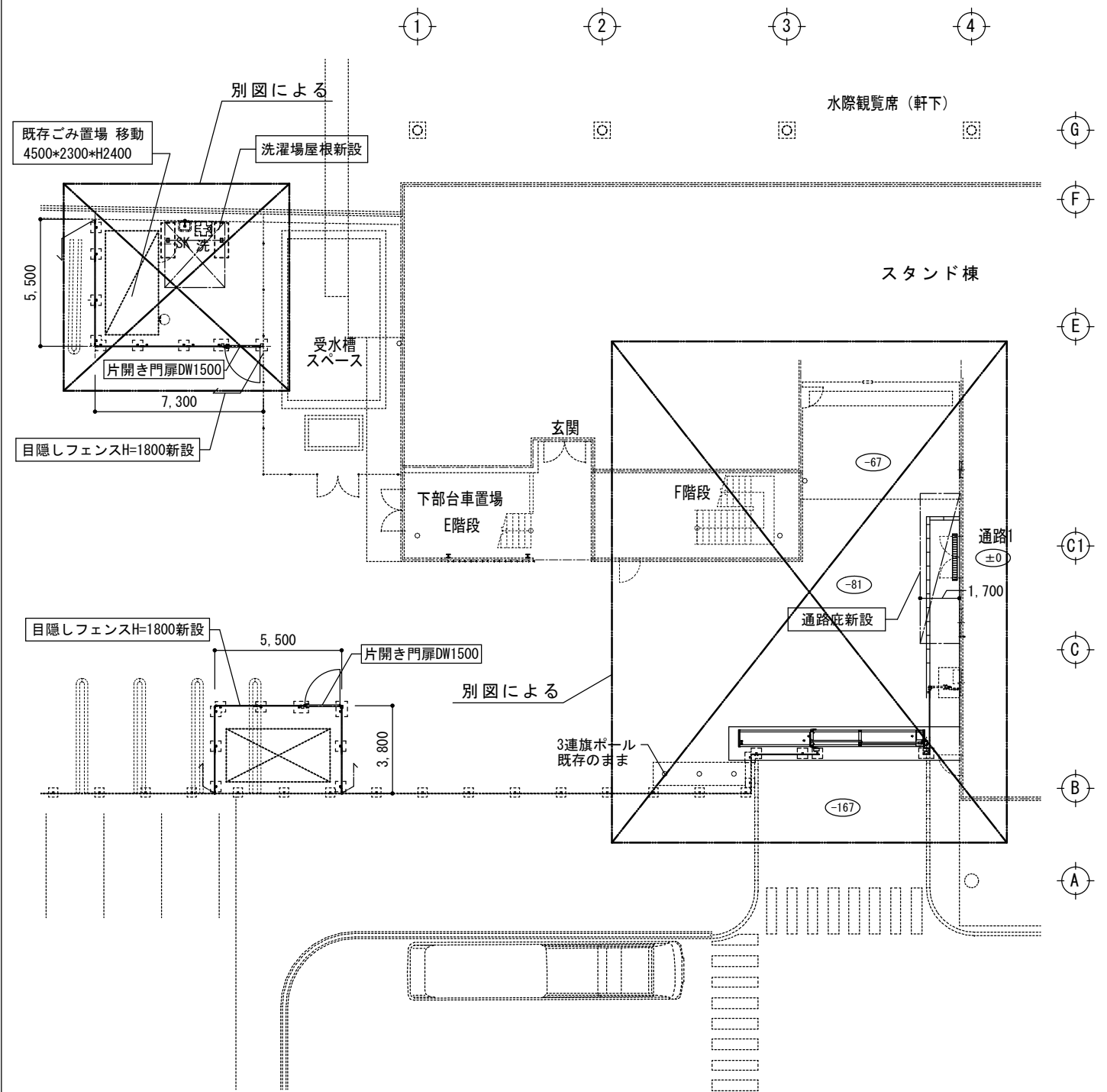
株式会社 宮建築設計
1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

管理建築士
1級333707
清水 康代

係
図番
No. A-01



改修前配置図 1/250



改修後配置図 1/250

±0 は本館棟1FLよりの高さを示す。

鳴門市企業局 ポートレース事業課



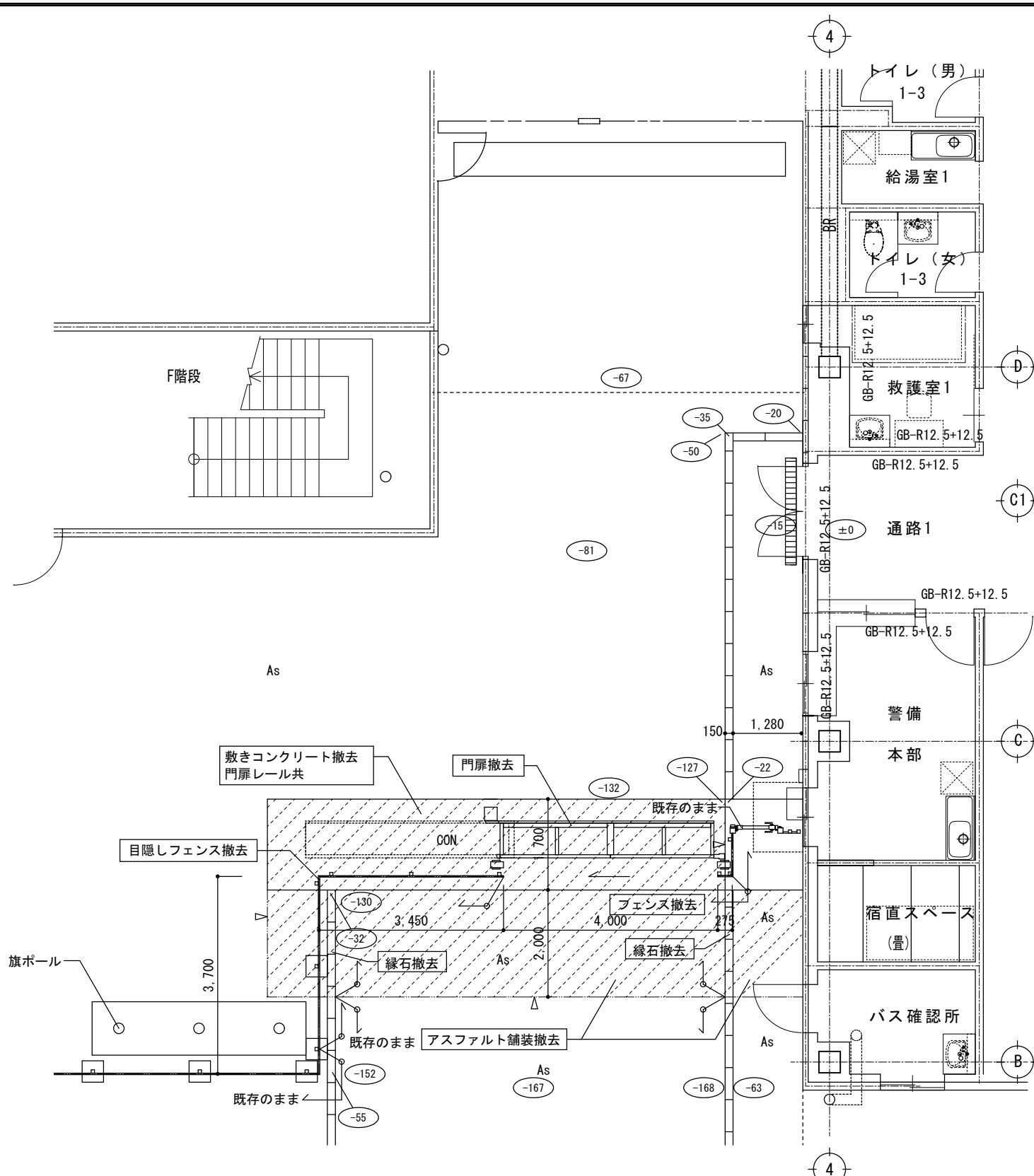
工事名称
 ポートレース鳴門
 管理棟出入口部周辺等整備工事
 徳島県建築士事務所協会々員

図名
 管理棟周辺 改修前・後 配置図
 縮尺
 1/250 年月

株式会社 宮建築設計
 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号
 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

管理建築士
 1級333707
 清水 康代

係
 図番
 No. A-02

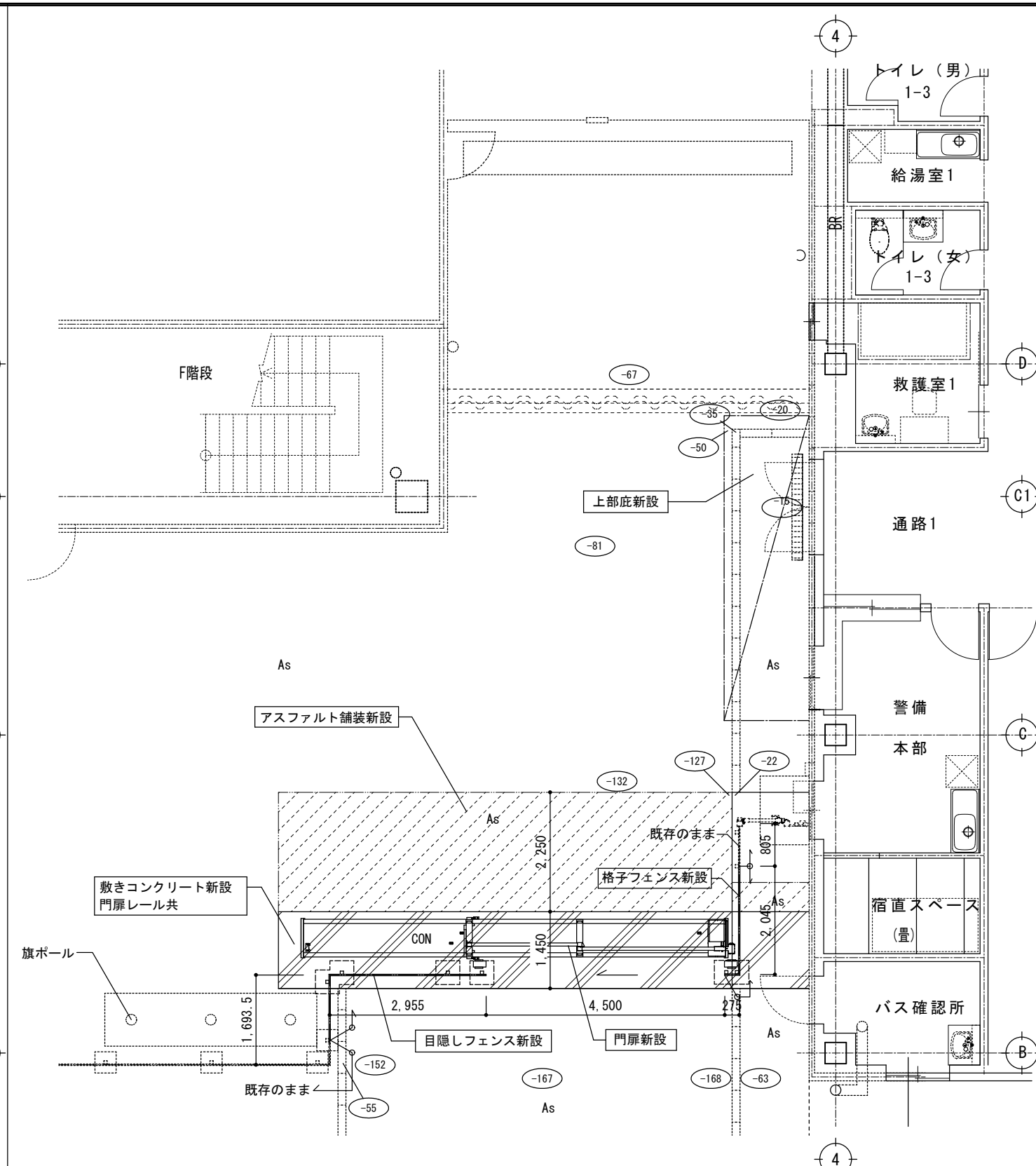


改修前 平面図 1/100

凡例

	撤去範囲を示す。	±0	本館棟1FLよりの高さを示す。
	改修内容を示す。		
	カッター切りを示す。		

※ 特記無きは既存のままとする。

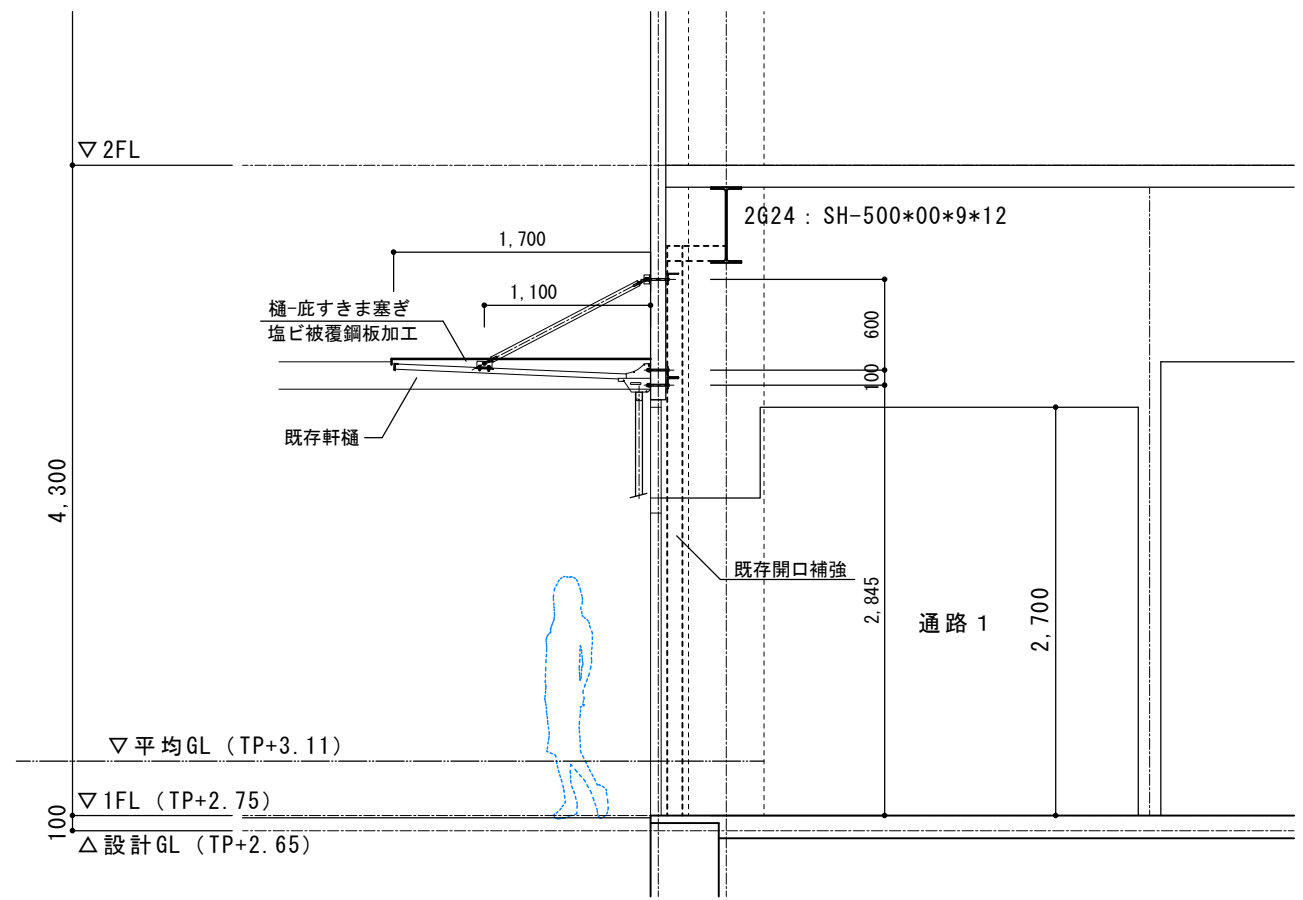


改修後 平面図 1/100

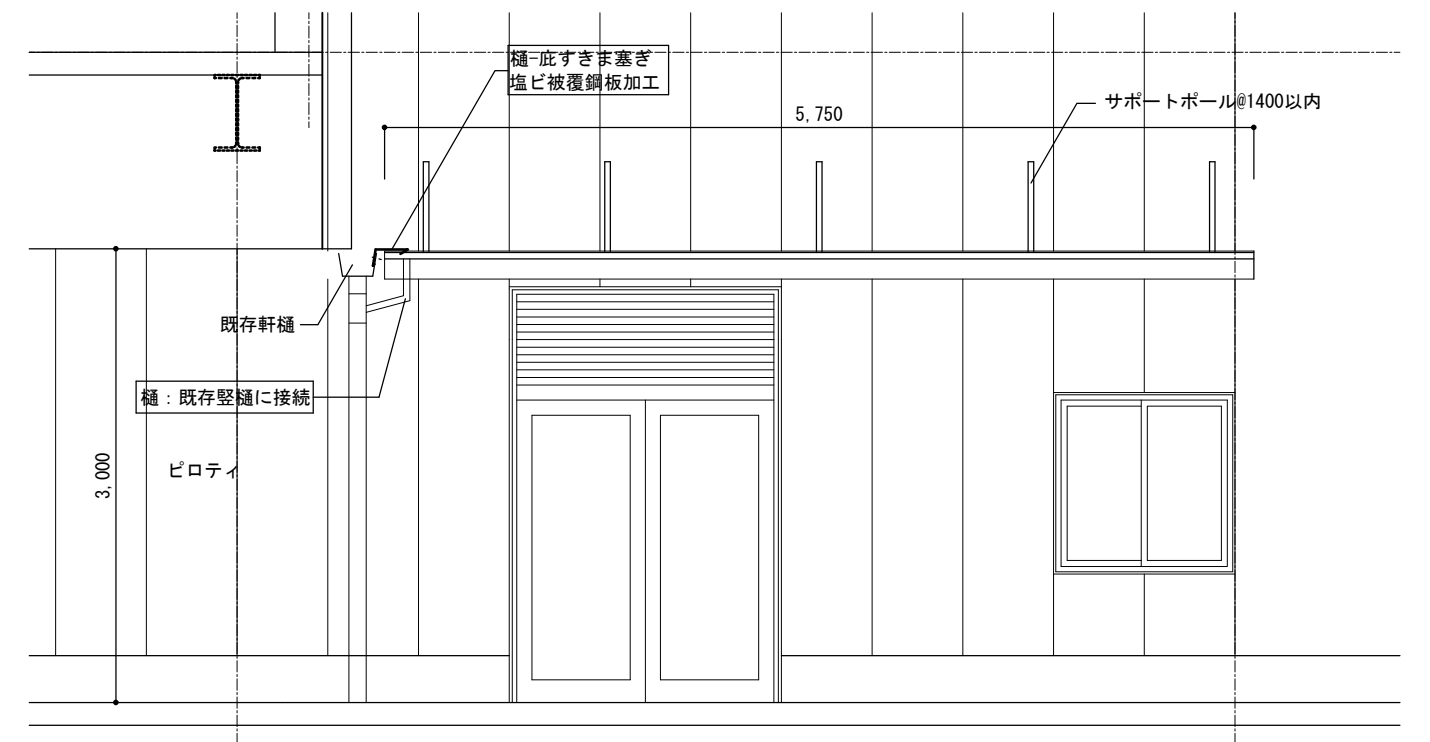
凡例

	新設範囲を示す。	±0	本館棟1FLよりの高さを示す。
	改修内容を示す。		

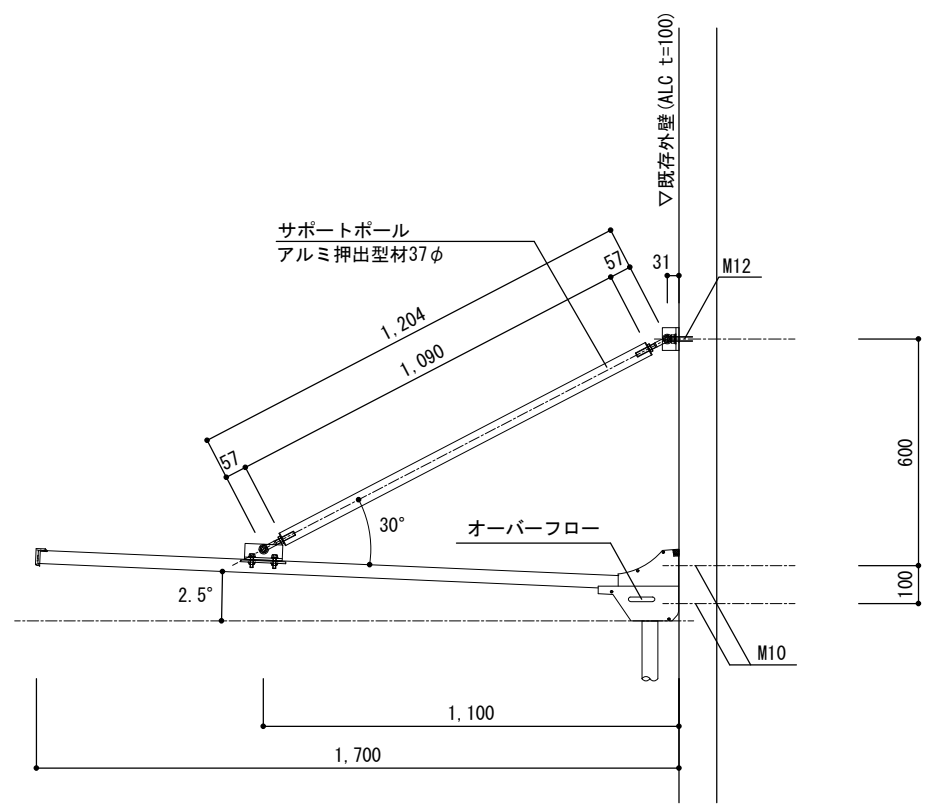
※ 特記無きは既存のままとする。



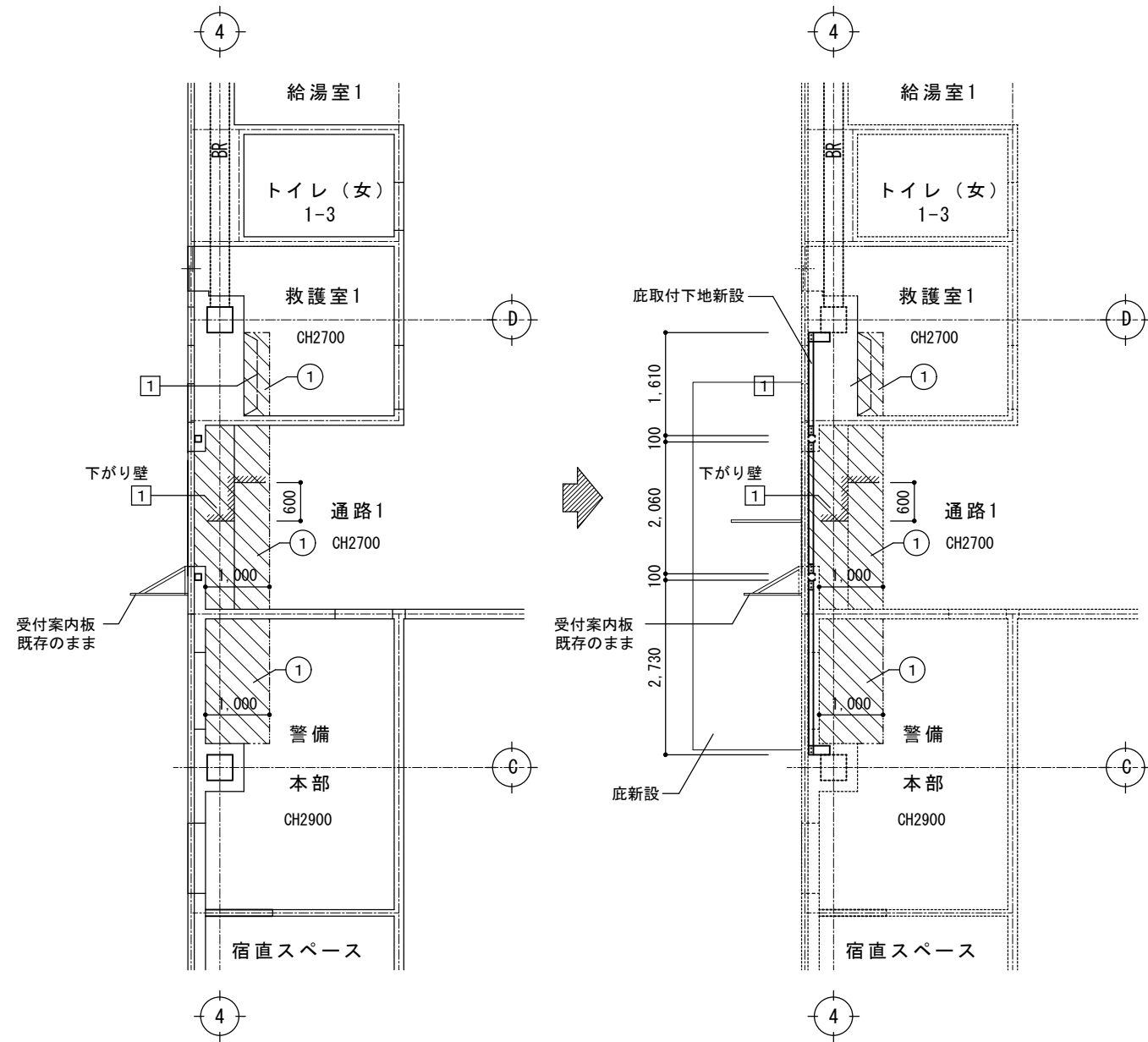
断面図 1/50



立面図 1/50



アルミ庇：株式会社アルフィン ADR同等

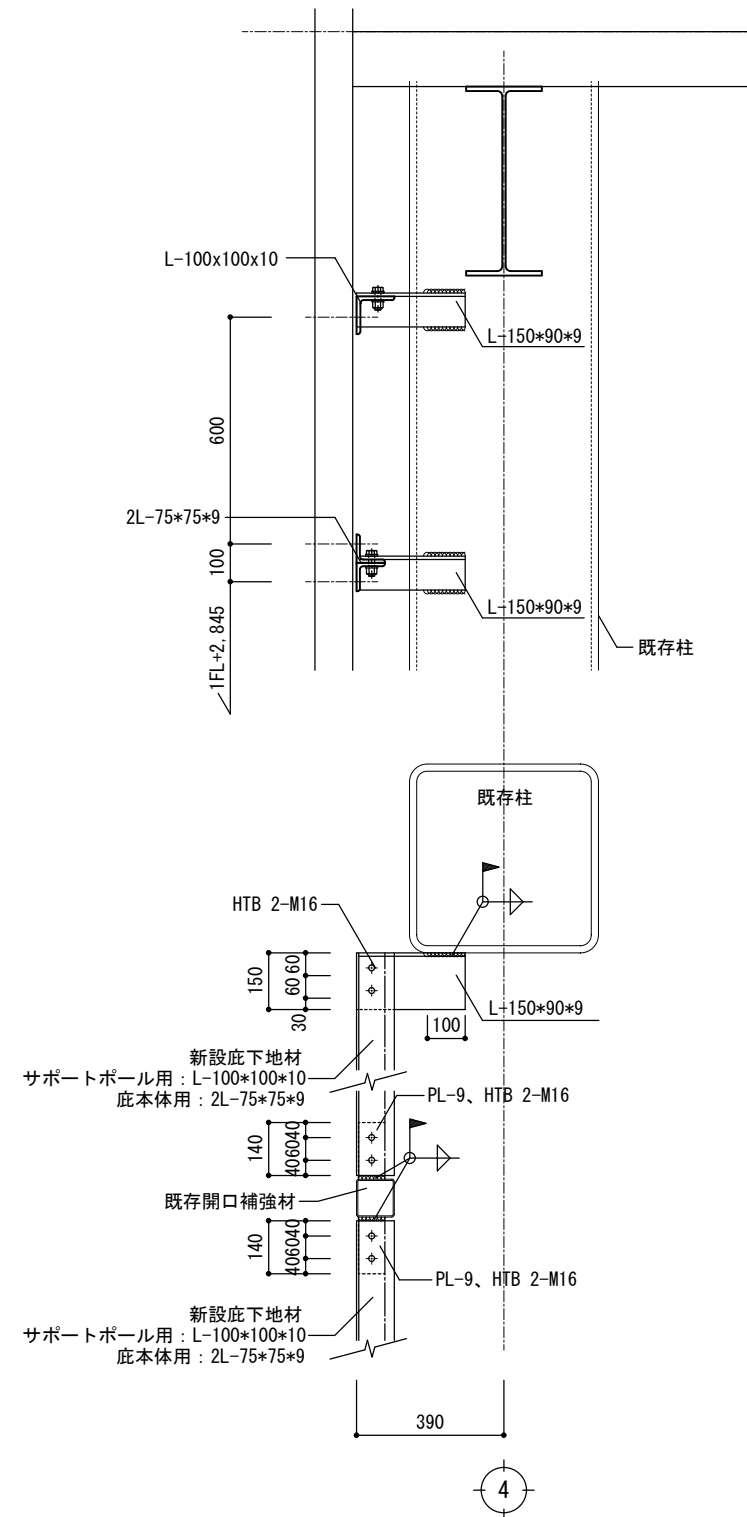


改修前 天井伏図 1/100

改修後 天井伏図 1/100

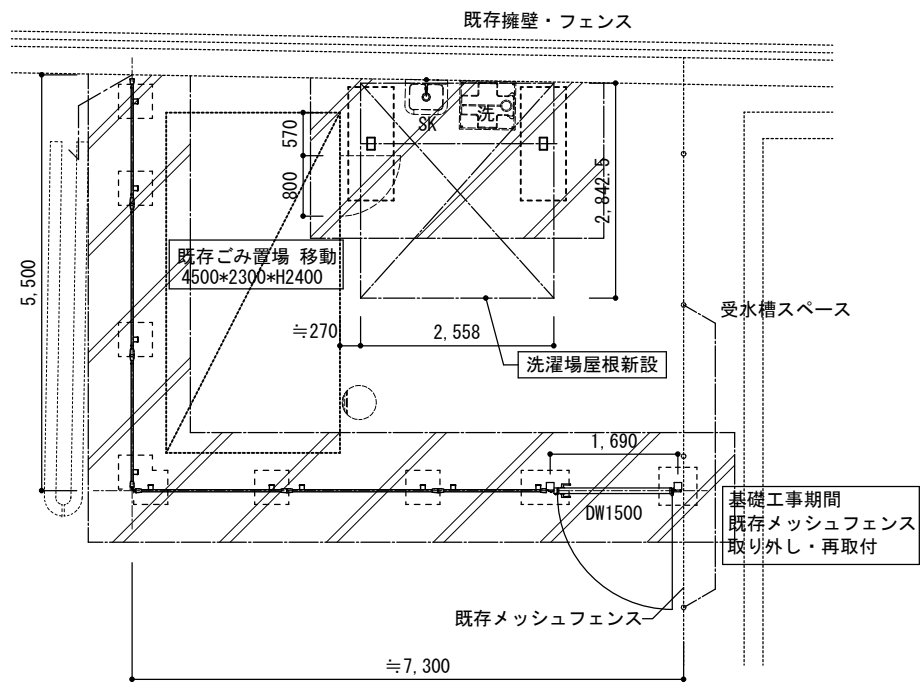
仕上表

壁仕上げ	
記号	仕上げ
①	GB-R12.5+12.5 EP塗り
	幅木: 塩ビ
天井仕上げ	
記号	仕上げ
①	GB-D9.5
	廻り縁: 塩ビ
特記	
・表記範囲は撤去・新設とする。 (壁・天井とも、LGS下地共) ・表記範囲以外は既存のままとする。	



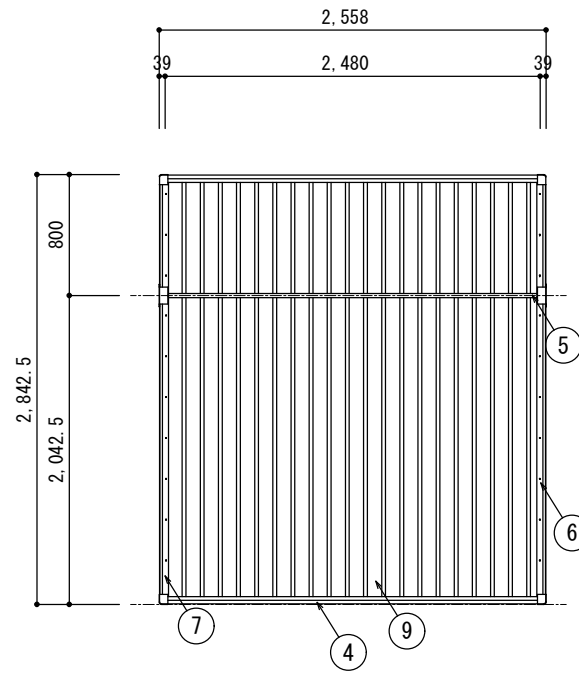
※ 既存柱面鋼材取付部、既存耐火被覆撤去の上、復旧（半乾式吹付けロックウール補修材 t=45 2時間耐火）

洗濯場屋根詳細図 1/50

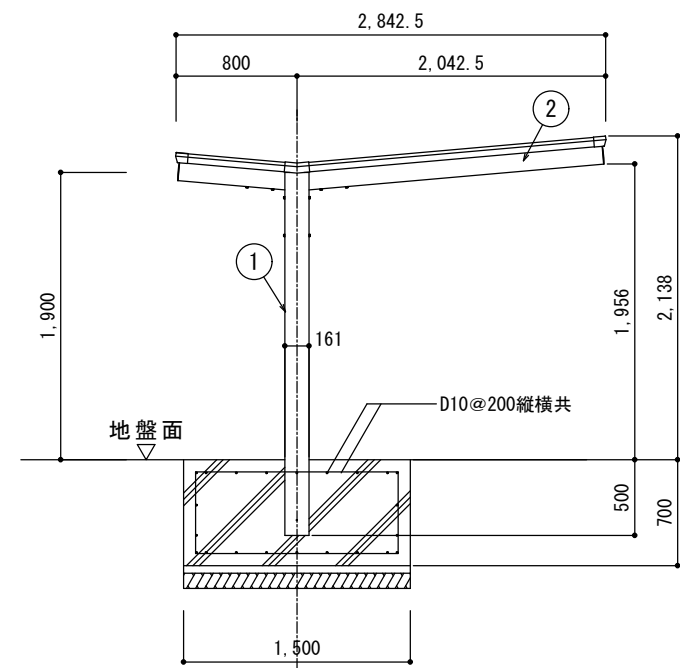


平面図 1/100

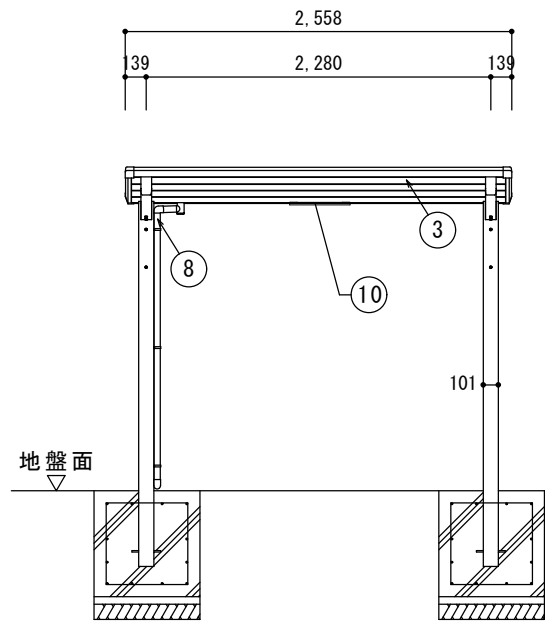
既存アスファルト舗装カッター切り、撤去の上 アスファルト舗装 (A-5-15) 復旧範囲を示す



屋根伏図 1/50



断面図 1/50



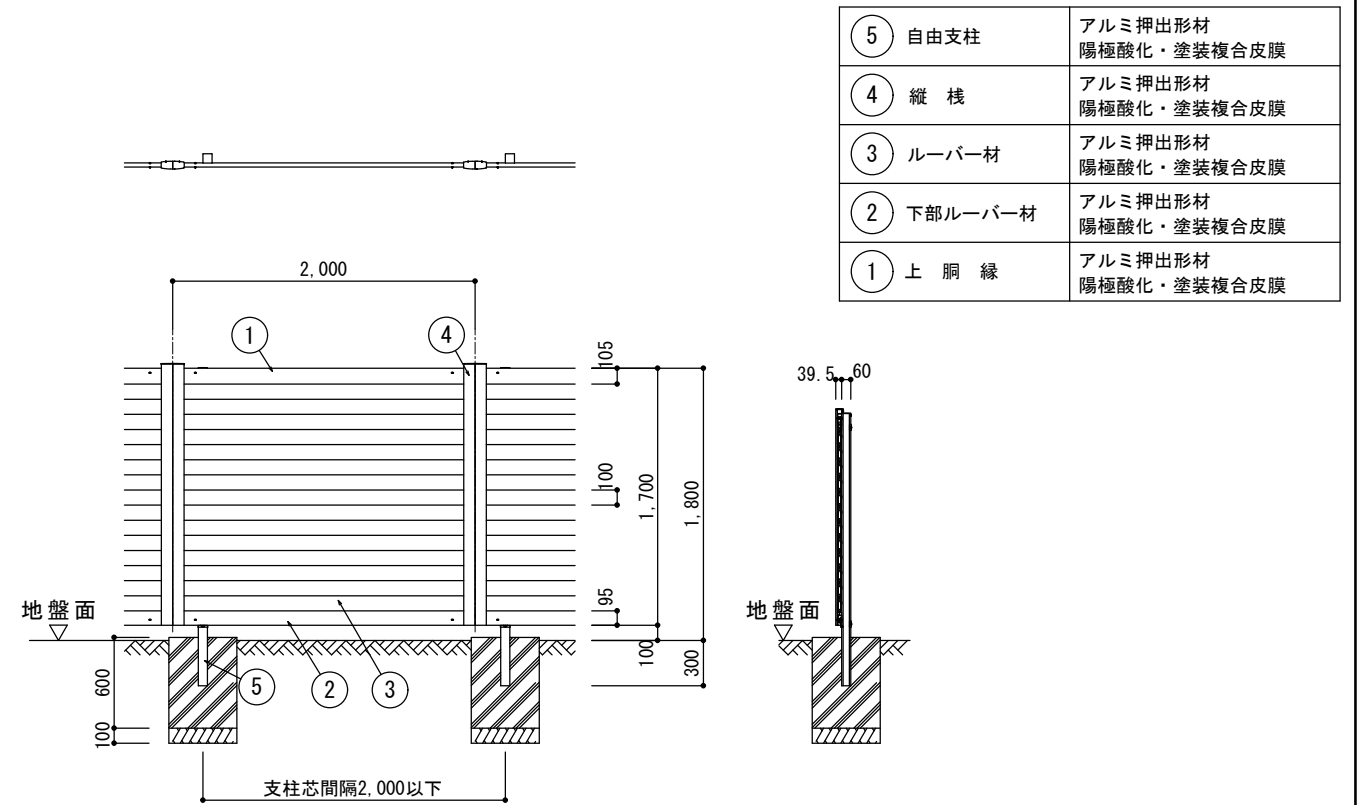
断面図 1/50

⑤ Y合掌樋	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜	ボルト・ナット・座金	ステンレス
④ 前枠	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜	⑨ アルミ形材屋根	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
③ 母屋	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜	⑧ 縦樋	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
② 昇り梁	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜	⑦ 屋根押え	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
① 支柱	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜	⑥ 側枠	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜

⑩ 04 : LED照明	定格電圧 : AC100V 消費電力 : 6W LED照明用配管セット共
--------------	--

基礎コンクリート : FC-18, S-15
四国化成工業(株) サイクルポート VF-R 同等
LED照明内蔵品

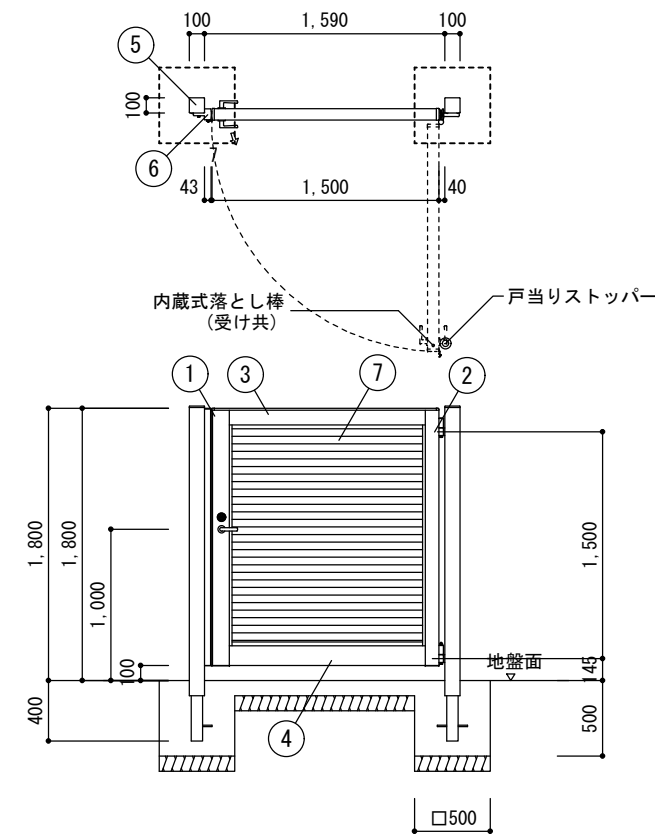
目隠しフェンス詳細図 1/50



⑤ 自由支柱	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
④ 縦 棧	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
③ ルーバー材	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
② 下部ルーバー材	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
① 上 胴 縁	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜

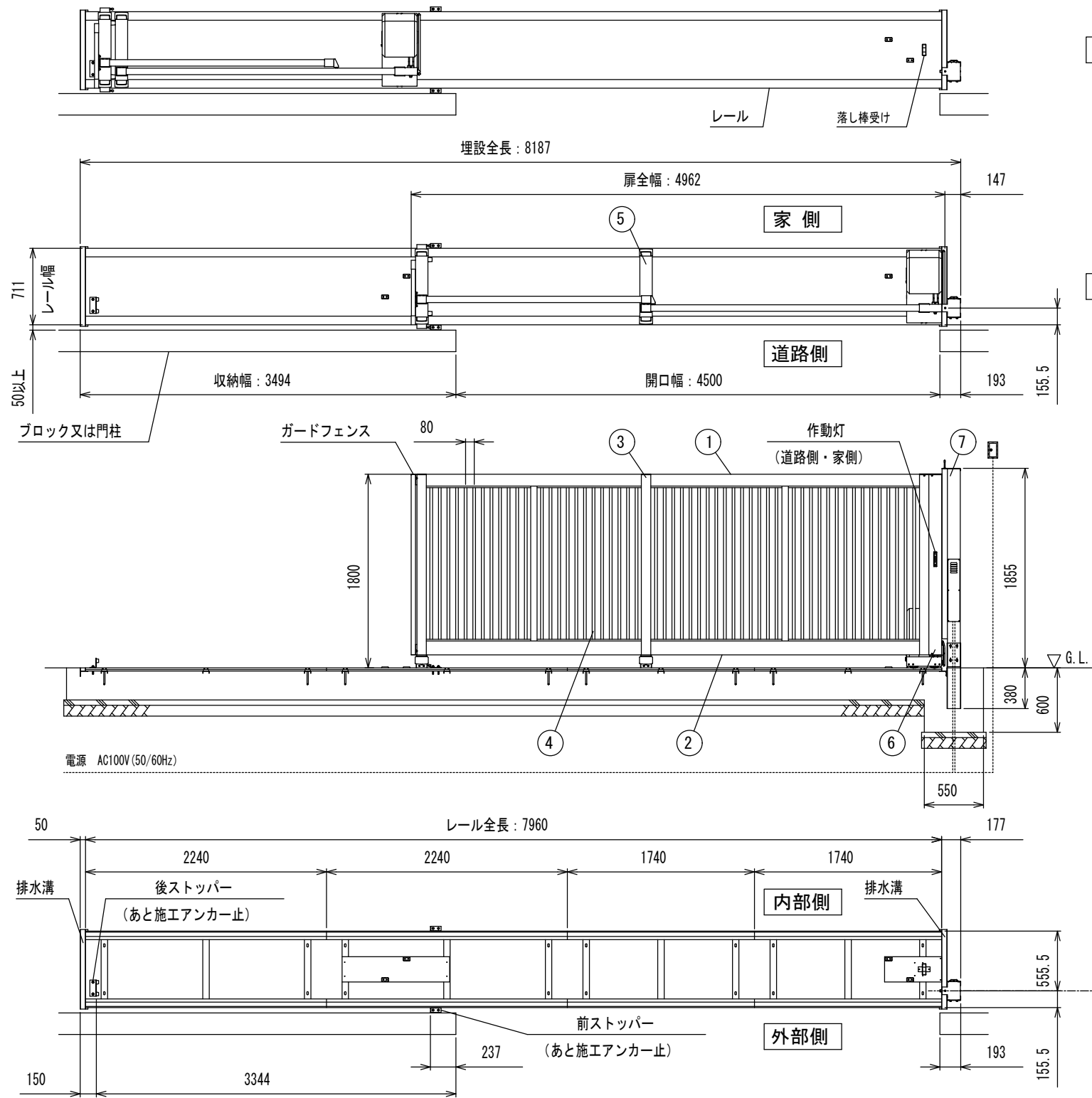
基礎コンクリート : FC-18, S-15
四国化成工業(株) TRF1型 同等

片開き門扉詳細図 1/50



⑦ ルーバー	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
⑥ 戸当り	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
⑤ 戸当り柱・吊元柱	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
④ 下横框	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
③ 上横框	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
② 吊元框	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
① 施錠框	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜

基礎コンクリート : FC-18, S-15
四国化成工業(株) BSR4型 同等



⑤ 台車	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
④ 縦格子	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
③ 縦 框	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
② 下横框	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
① 上横框	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜

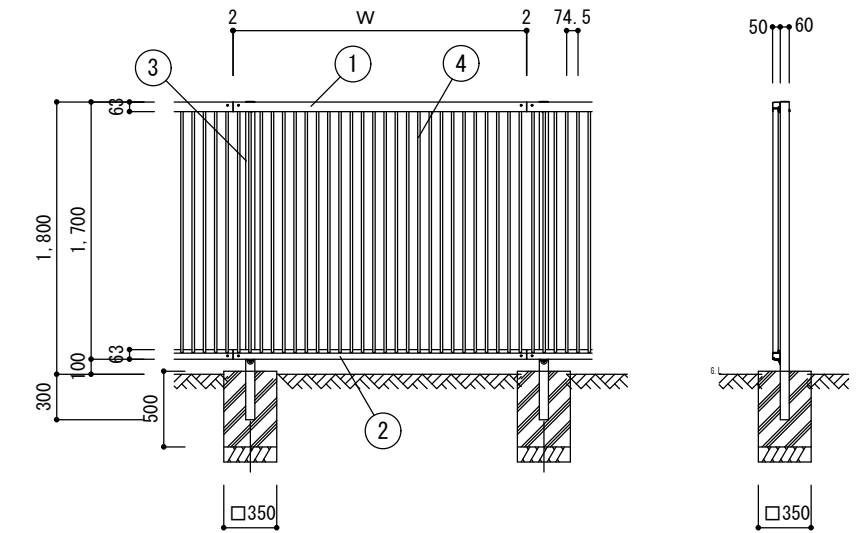
ボルト・ナット・座金	ステンレス
レール	ステンレス鋼
⑦ 電動戸当り柱	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
⑥ 電動框	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜

基礎コンクリート：FC-18, S-15
 四国化成工業(株) スタックラインSR1型 電動式(片引き) 同等
 内外光センサー付き

全開時

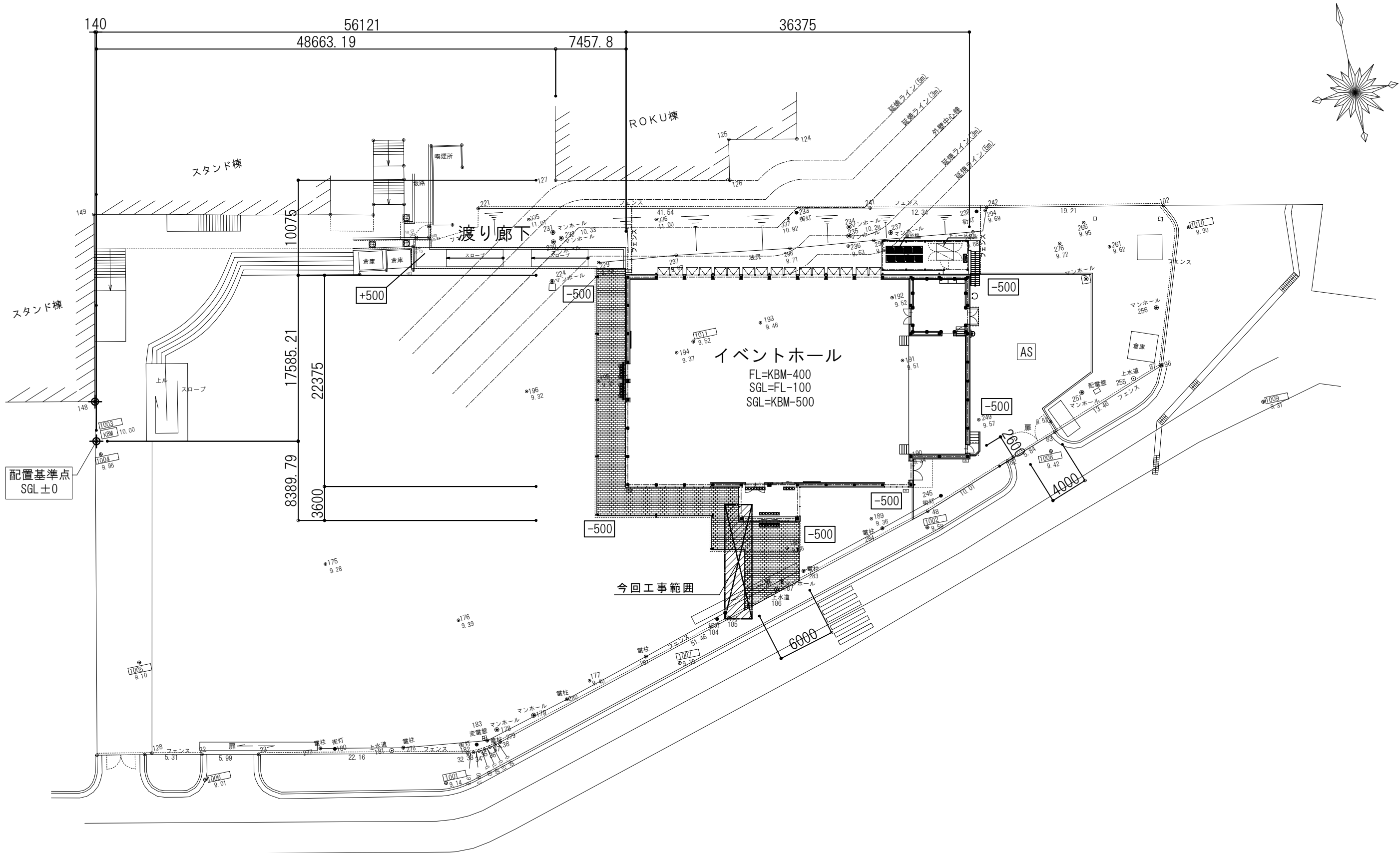
全閉時

注) 基礎サイズは標準仕様を示します。
 現場の状況に応じて設計してください。



④ 格子	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
③ 自由支柱	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
② 下 胴 縁	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
① 上 胴 縁	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜

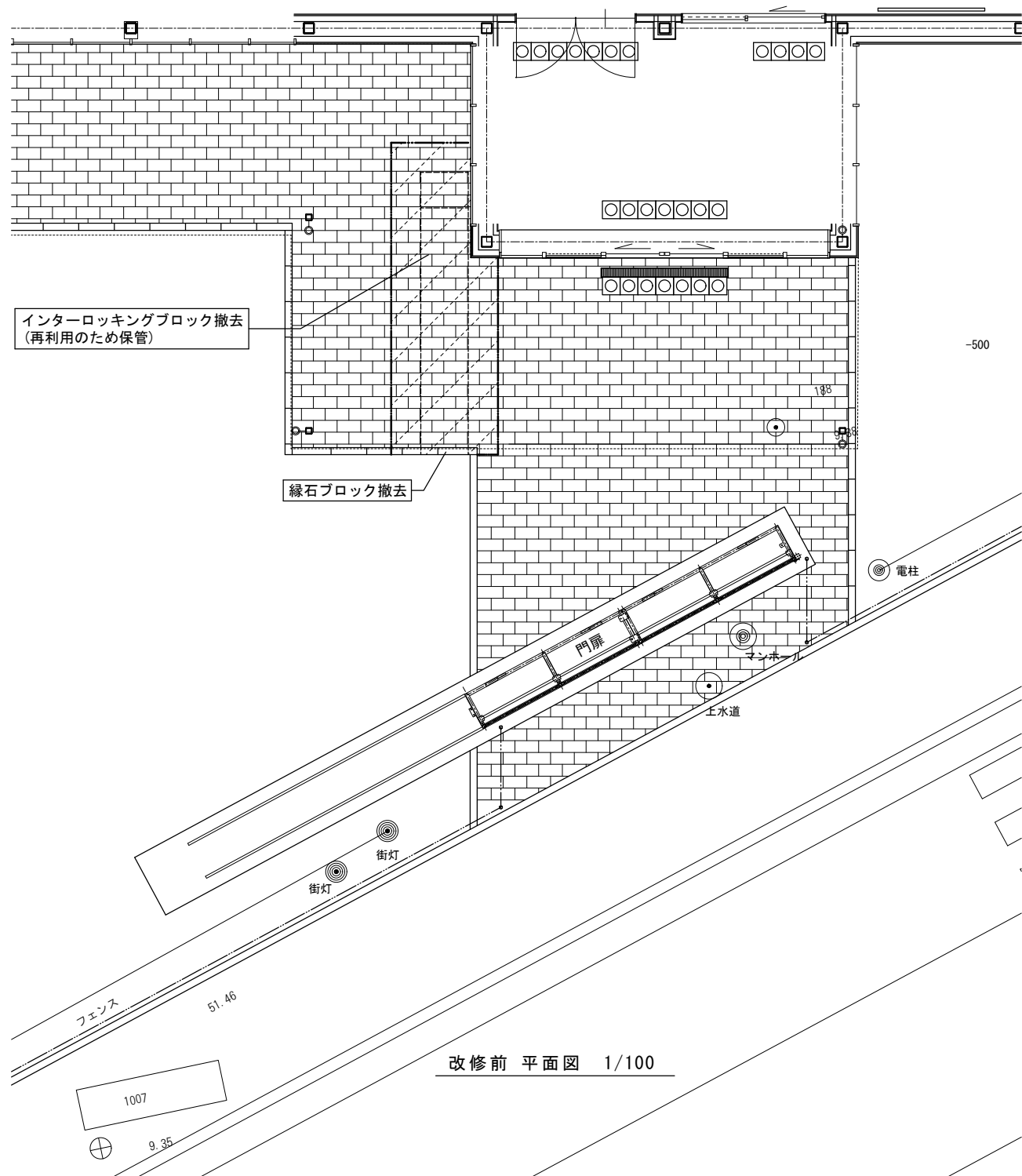
基礎コンクリート：FC-18, S-15
 四国化成工業(株) TAF1型 同等



配置基準点
SGL±0

今回工事範囲



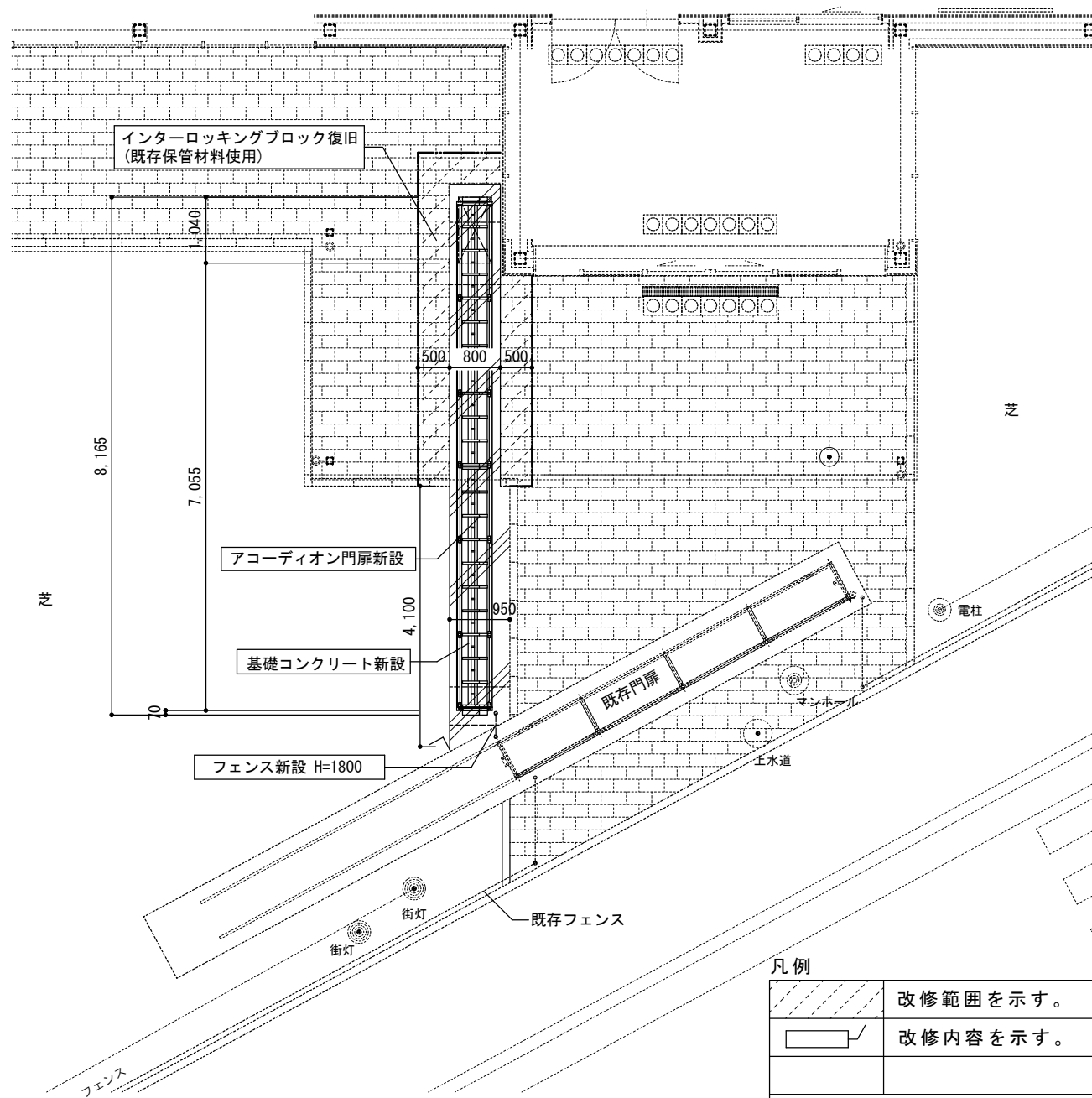


改修前 平面図 1/100

凡例

	撤去範囲を示す。
	改修内容を示す。
△	カッター切りを示す。

※ 特記無きは既存のままとする。

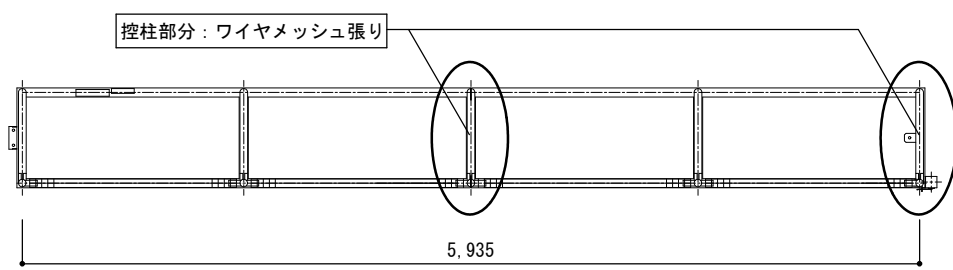


改修後 平面図 1/100

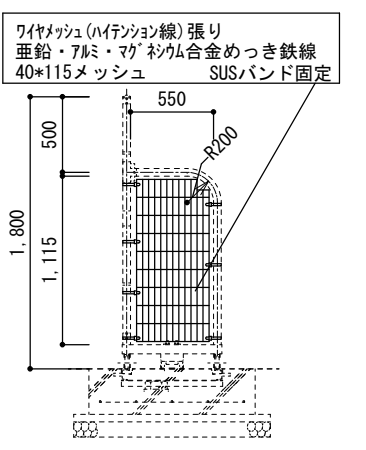
凡例

	改修範囲を示す。
	改修内容を示す。

※ 特記無きは既存のままとする。



既存引き戸門扉平面図 1/50



既存引き戸門扉断面図 1/50

鳴門市企業局 ポートレース事業課



工事名称
 ポートレース鳴門
 管理棟出入口部周辺等整備工事
 徳島県建築士事務所協会々員

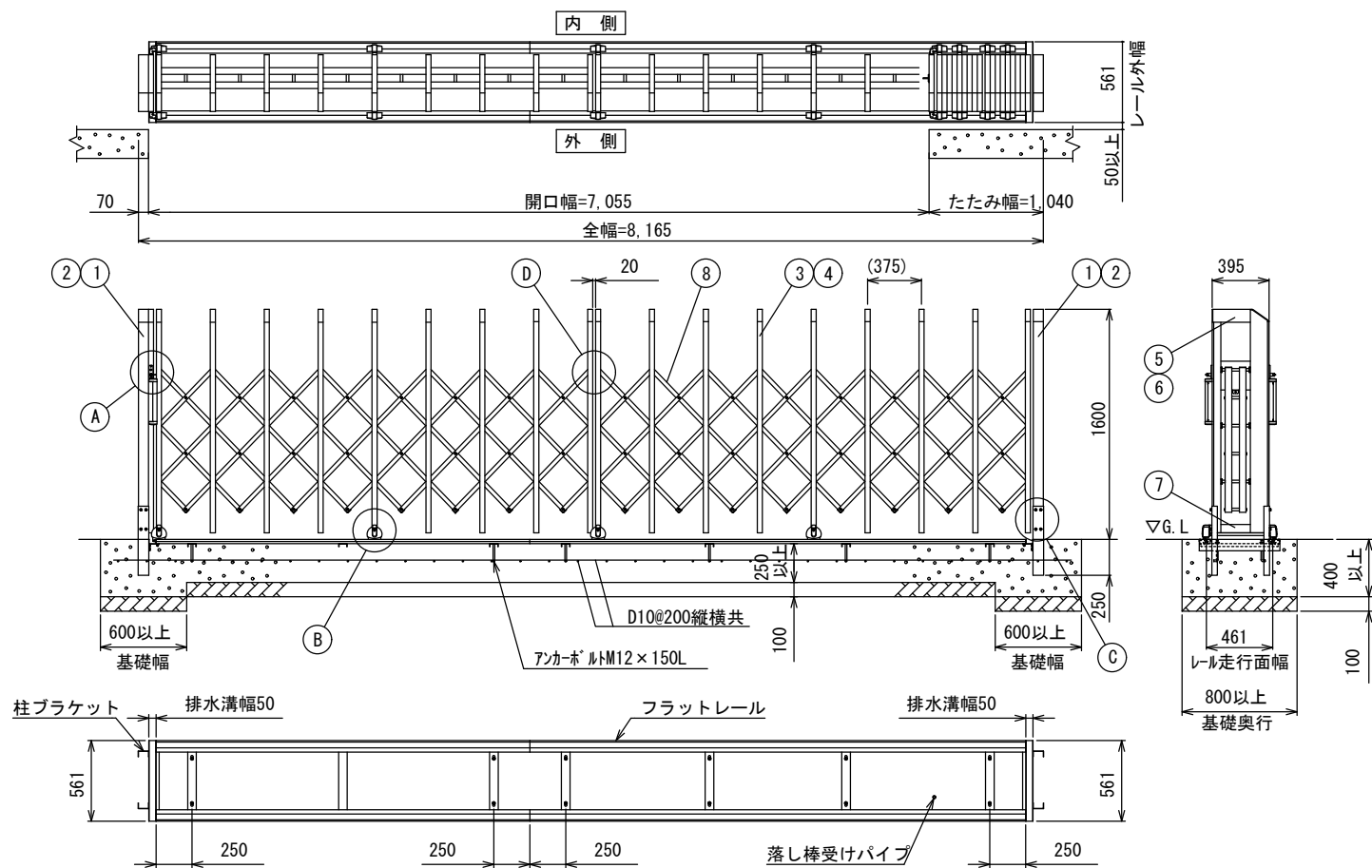
図名
 ウズホール周辺 改修前・後 平面図
 縮尺
 1/50, 1/100 年月

株式会社 宮 建築設計
 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号
 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

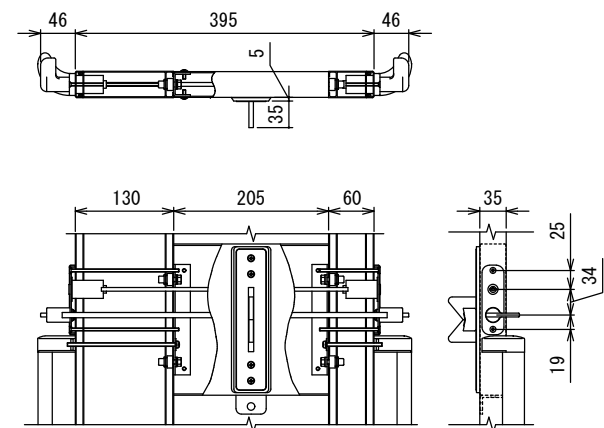
管理建築士
 1級333707
 清水 康代

係
 図番
 No. A-09

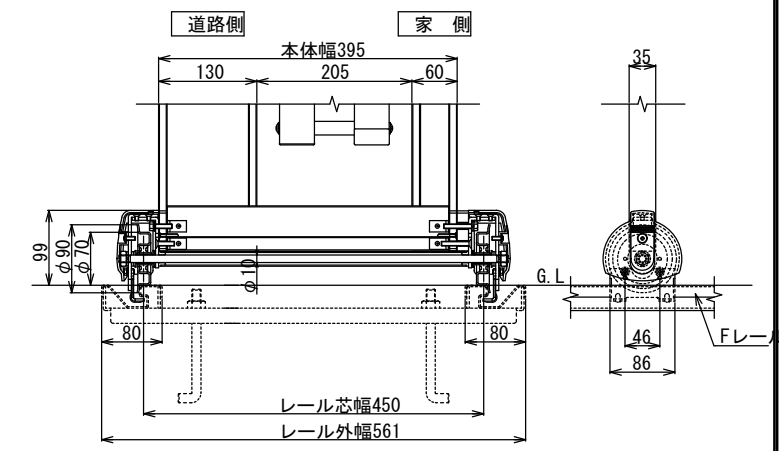
据付図 (S=1/50)



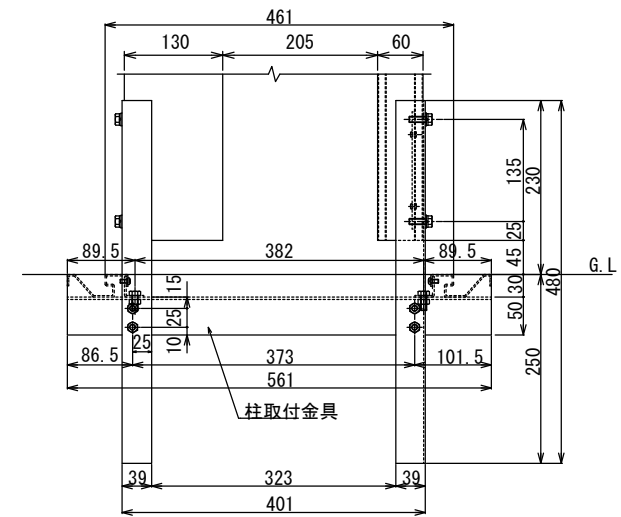
(A) 施錠部詳細図 (S=1/10)



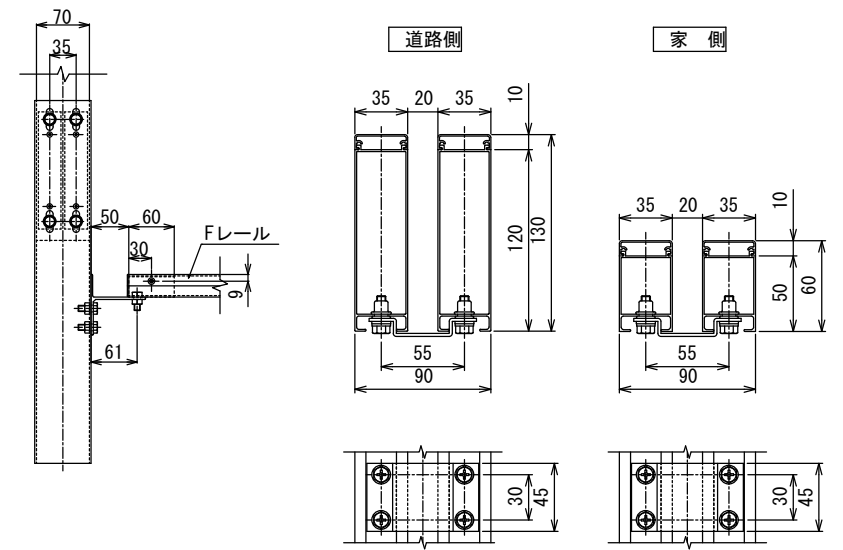
(B) 車輪部詳細図 (S=1/10)



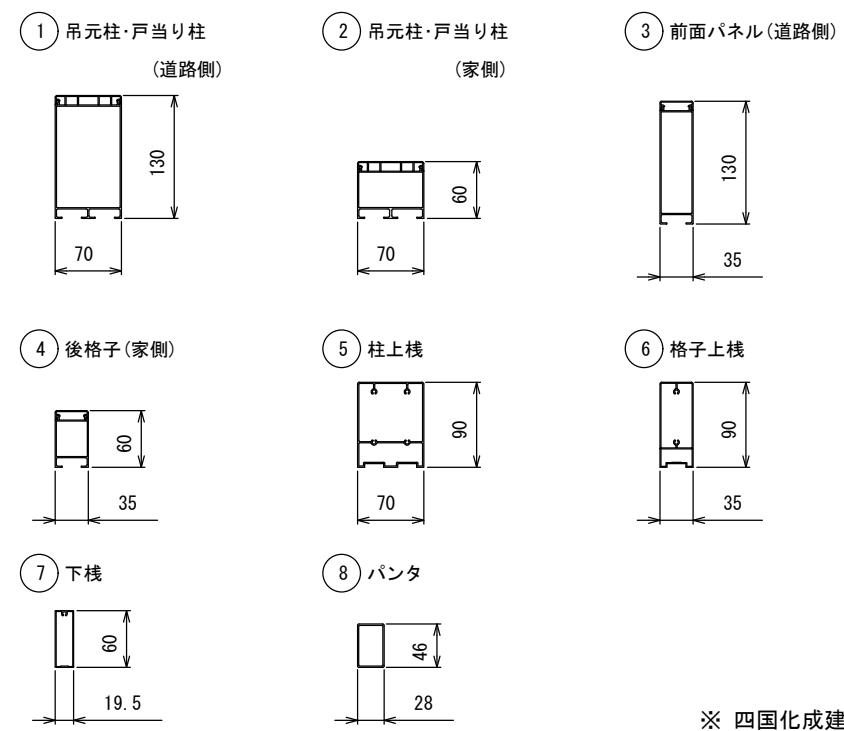
(C) 戸当り柱・吊元柱取付部詳細図 (S=1/10)



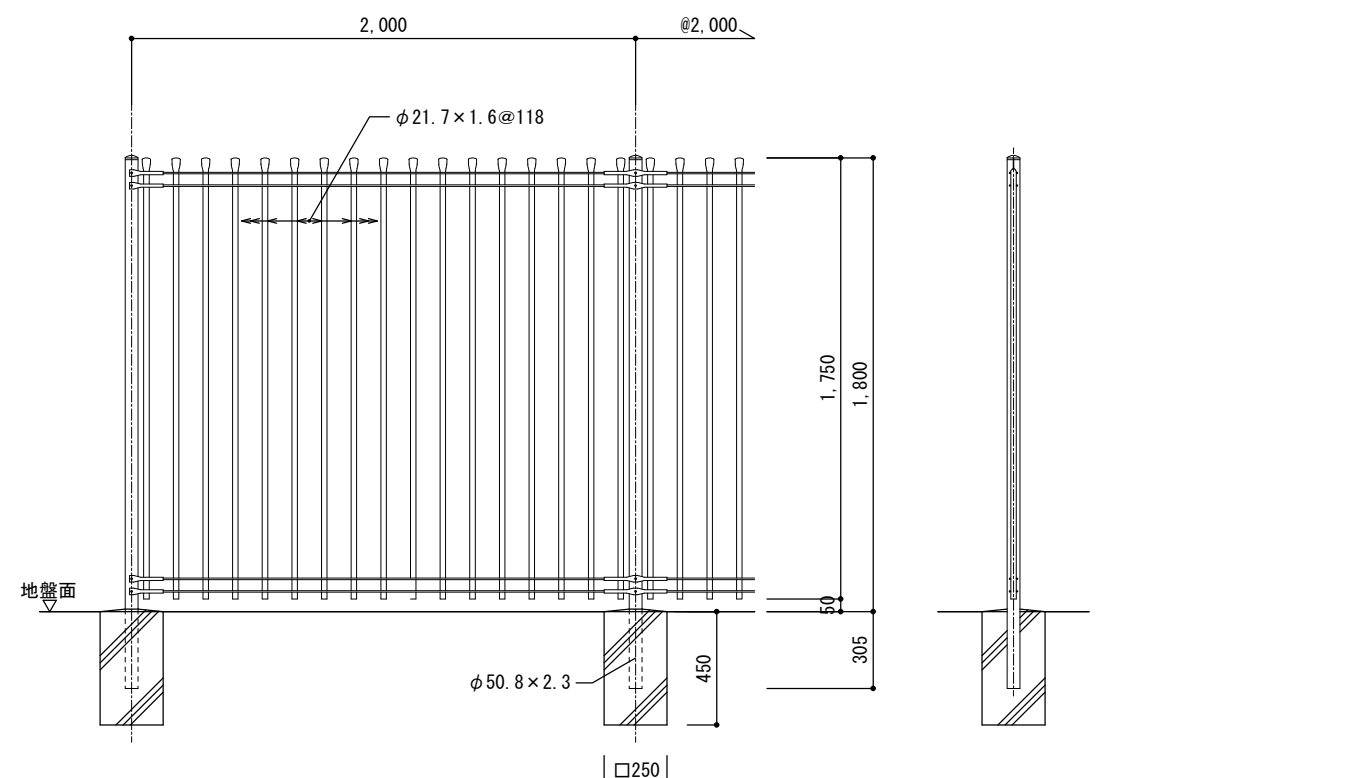
(D) 枠体連結部詳細図 (S=1/5)



主要部材断面 (S=1/8)



フェンス詳細図 1/30



※ 朝日スチール工業 (株) ピケットフェンス PW-A1800同等

※ 四国化成建材 (株) ALXF16L-S815S フラットレールタイプ (片開き) 同等

フラットレール	SUSフラットレール: ステンレス (SUS) SSフラットレール: 高耐食溶融亜鉛メッキ鋼板 (ZAM)
ねじ類	ステンレス (SUS) 電気亜鉛メッキ品 (内装部)
柱・格子キャップ	合成樹脂 (ASA) ポリウレタン樹脂塗装
8 パンタ	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
7 下棧	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
6 格子上棧	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
5 柱上棧	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
4 後格子 (家側)	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
3 前面パネル (道路側)	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
2 吊元柱・戸当り柱 (家側)	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
1 吊元柱・戸当り柱 (道路側)	アルミ押出形材 陽極酸化・塗装複合皮膜
主要部材	仕様 (材質・塗装)

電気設備工事特記仕様書

Table with columns: 工事名称 (Project Name), 構造 (Structure), 基礎面積 (Foundation Area), 工事種目 (Work Item), 工事概要 (Project Overview), 現場住所 (Site Address), 建物用途 (Building Use), 取組場所 (Work Location).

Table with columns: 設備概要 (Equipment Overview), 工事項目 (Work Item), 設備概要 (Equipment Overview).

- 1. 本工事は契約書、特記仕様書、並びに国土交通省大臣官庁審判部監修「公共建築工事標準仕様書(最新版)」、「公共建築設備工事標準図(最新版)並びに、建築基準法・消防法等の関係法令の規定に準拠するほか、監督員の指示に従い完全に施工する。
- 2. 本工事に必要な諸官庁への申請手続きは請負者が遅滞なく行い、経費は本工事に含むものとする。

- 1. 特記事項
 - 1. 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
 - 2. 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2m以上のビニル被覆鉄線管を挿入する。
 - 3. フラッシュプレートの材質は新金属製とする。
 - 4. カーペット及びプルボックス蓋にはシール等で裏面別表示を行う。なお、屋外部分の表示はETCHING文字とする。
 - 5. 壁内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製の表示札等を取付け、回路の種類、行先等を表示する。
 - 6. 屋外の金属製防水形プルボックスは積付塗装とする。
 - 7. スリーブ材料は、原則として水密を要する箇所はつば付き銅管、地中部分で水密を要しない箇所は硬質塩化ビニル管、それ以外は巻締めつき銅板とする。
 - 8. 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 - 9. 分電盤からの予備回路として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 - 10. F/D接地地の材料はE8とL10・L1、L=1,500とする。接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設板を設ける。
 - 11. 行管は渡付一重管、タイプ25とする。
 - 12. 屋外及びビッド内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛メッキ製とする。
 - 13. あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
 - (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおなじ形又は接着系アンカーを使用し、施工後確認試験を(○)行う、行わない。
 - (2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支用支持する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおなじ形又は接着系アンカーとする。
 - (3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)とする。
 - 14. 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
 - (○) 一般居室、廊下等
 - (●) 屋外巻締めつき金属電線管はETCHINGプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後黒色ペイント2回塗りとする。
 - 15. 屋内、屋外及びビッド内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛メッキ製のもの、は、原則塗装を行わない。
 - 16. 地中管路の埋設深さは0.6m以上とし、高圧地中配線以外も埋設確認シートにより埋設確認を行う。
 - 17. 掘削作業に際して、事前に当該作業範囲内の埋設物、特に電力、通信、ガス及び水道等の埋設経路の確認を行う。
 - 18. 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事が完了後に既設配線の抵抗値を測定する。
 - 19. 分電盤等において、外部から分電盤の接地線を接続する端子又は銅帯は、分電盤の配線用遮断器等又はニュートラルスリットの真向側の近に設ける。
 - なお、単線接地線の接続にはセルフアッパじり等接続しか接続可能な端子とすることが望ましい。
 - 20. 太さ14mm以上の電線をターミナルブロックにより機器に接続する場合は、増設線の表示を行う。
 - 21. ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さは15A適用大角形とする。
 - 22. 機材の検査に伴う試験のうち、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提供する。
 - 23. 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。(様式「6」2.2.2)

Table with columns: 接地の種類 (Grounding Type), 記号 (Symbol), 接地抵抗値 (Grounding Resistance Value), 接地極 (Grounding Electrode).

26. 機器取付高 機器取付高は下記を標準とする。ただし、天井高3m以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は監督員と協議する。

Table with columns: 名称 (Name), 測定点 (Measurement Point), 取付高(mm) (Installation Height (mm)).

注) 誘導支線設備の押ボタ(多機能トイレ)の取付高さ(400)は、床面に転倒した時を考慮した高さ

27. 区画貫通処理: 防火区画の貫通については令第112条第15項、16項及び、令第129条の2の5第1項第7号の号記又は大臣認定品を使用する。

Table with columns: シンボル (Symbol), 名称 (Name), 備考 (Remarks), シンボル (Symbol), 名称 (Name), 備考 (Remarks).

Table with columns: 記号 (Symbol), 仕様 (Specification), 回路数は、併記による。 (Number of Circuits, Record Together), 製造者名 (Manufacturer Name).

Table with columns: 機材名 (Equipment Name), 製造者名 (Manufacturer Name).

Table with columns: 設備管理、開閉器具 (Equipment Management, Switches), 記録器具 (Recording Equipment), 電線・ケーブル (Wires, Cables), 受電機、制御盤 (Receiving Machine, Control Panel), コンデンサ (Capacitor), 交流無電圧電源装置 (AC Voltageless Power Supply Device), 自家発電機 (Self-Generated Power), 避雷針 (Lightning Rod), 換気扇 (Exhaust Fan), 電話交換装置 (Telephone Exchange Device), 電気時計装置 (Electric Time Device), 音声装置 (Voice Device), 伝呼装置 (Intercom Device), 録音装置 (Recording Device), 火災警報器 (Fire Alarm), 監視カメラ装置 (Surveillance Camera), 中央監視制御装置 (Central Monitoring Control Device), 大 角 形 (Large Angle), 電気システム (Electrical System), 電線支持材 (Cable Support Material).



1/2,000



1/50,000



計画地：徳島県鳴門市撫養町大桑島字津岩浜48-1

大型映像装置

今回工事範囲

整備棟

モーターボート競走会

ローソン

駐車場 A

駐車場 2

駐車場 3

駐車場 4

駐車場 5

駐車場 6-A

駐車場 6-B

駐車場 10-A

駐車場 10-B

エディウィン鳴門

駐車場 10-C

あらたえの湯

スタンド棟

ROKU

鳴門市企業局 ボートレース事業課



工
事
名
称

ボートレース鳴門
管理棟出入口部周辺等整備工事
徳島県建築士事務所協会々員

図
名

全体配置図・付近見取図

縮
尺

1/2000, 50000

年
月

株式
会社 宮 建 築 設 計

1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

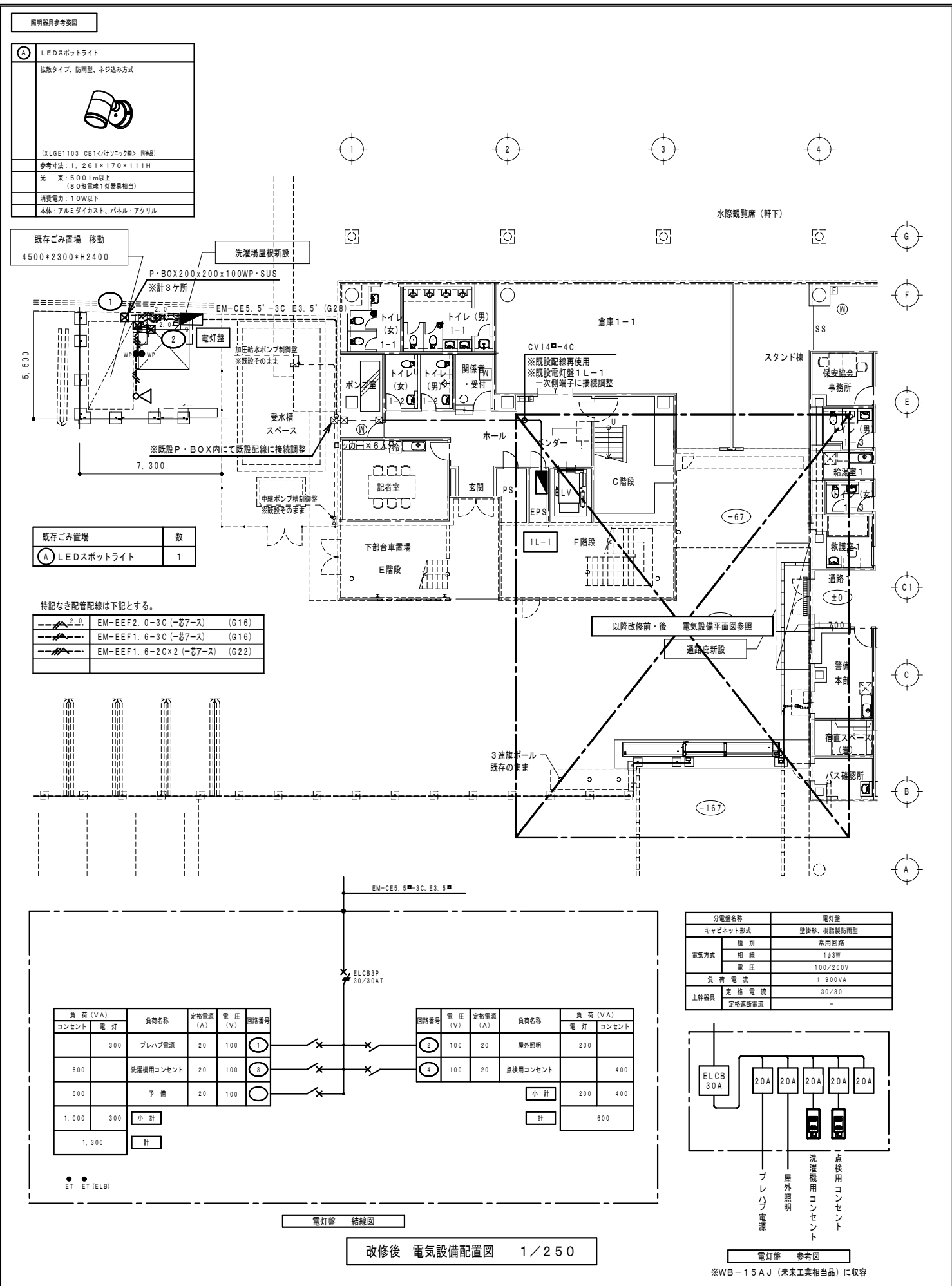
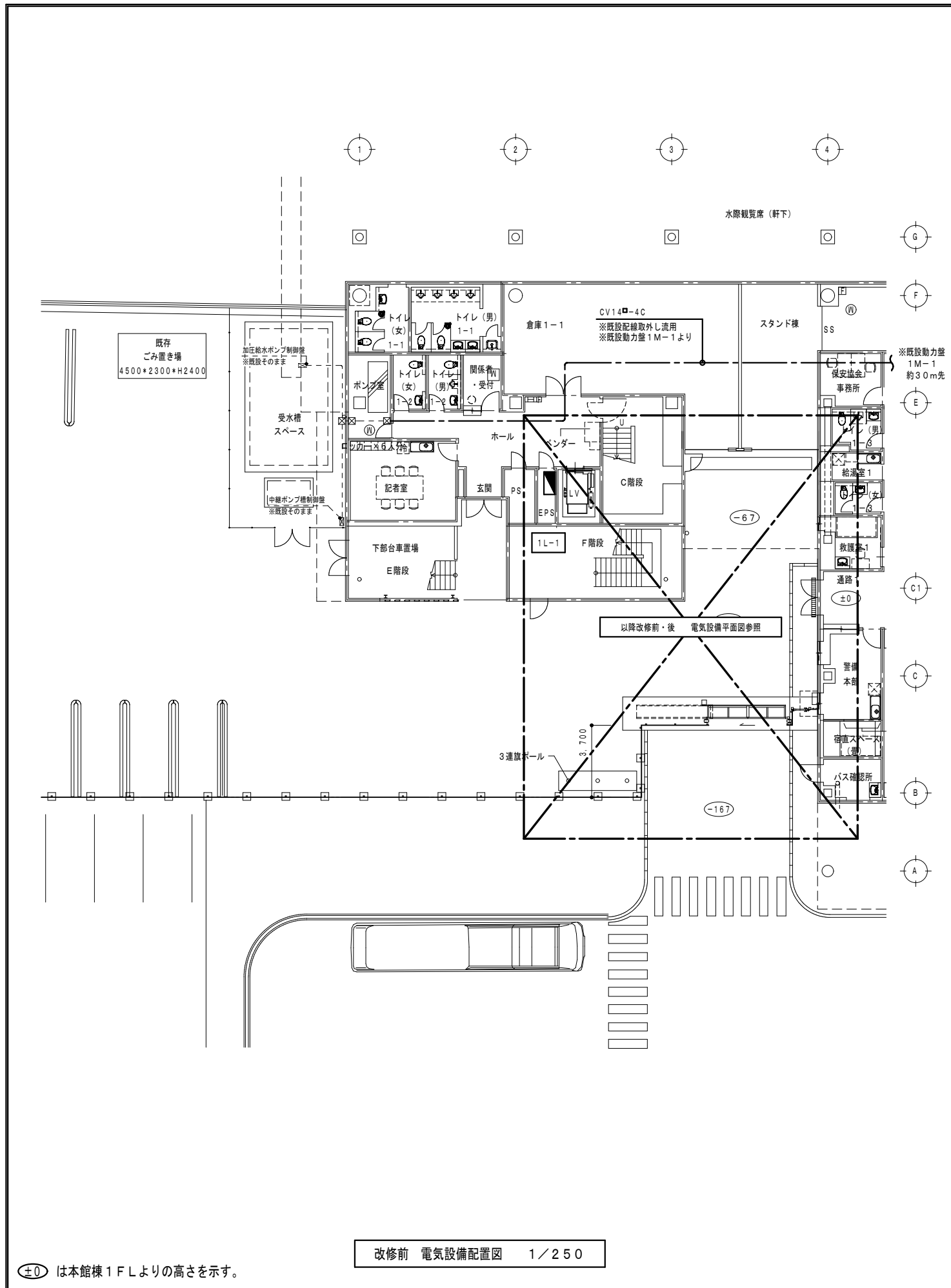
管 理 建 築 士

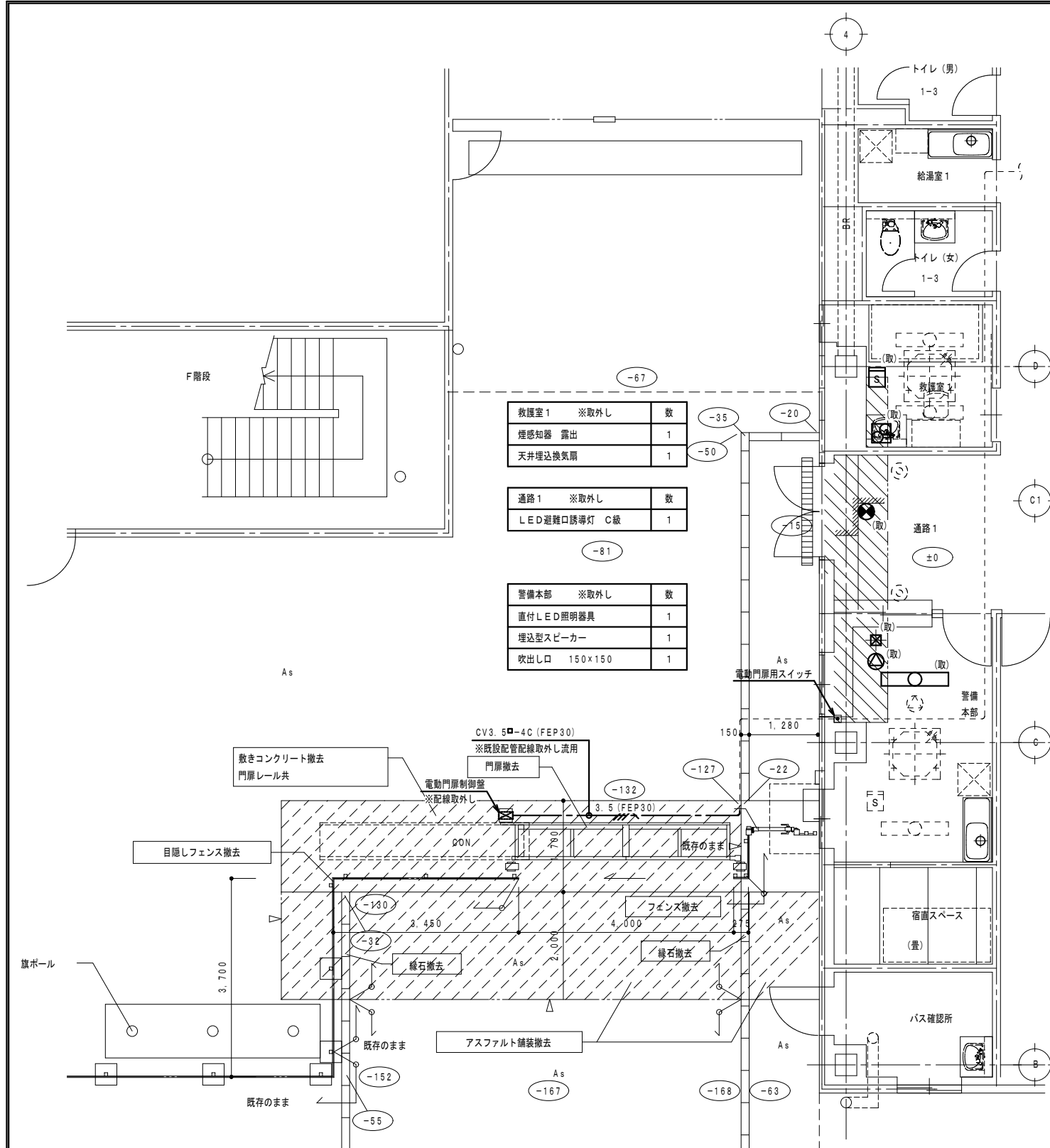
1級333707
清水 康代

係

図 番

No. E-02





教室1 ※取外し	数
煙感知器 露出	1
天井埋込換気扇	1
通路1 ※取外し	数
LED避難口誘導灯 C級	1
警備本部 ※取外し	数
直付LED照明器具	1
埋込型スピーカー	1
吹出し口 150×150	1

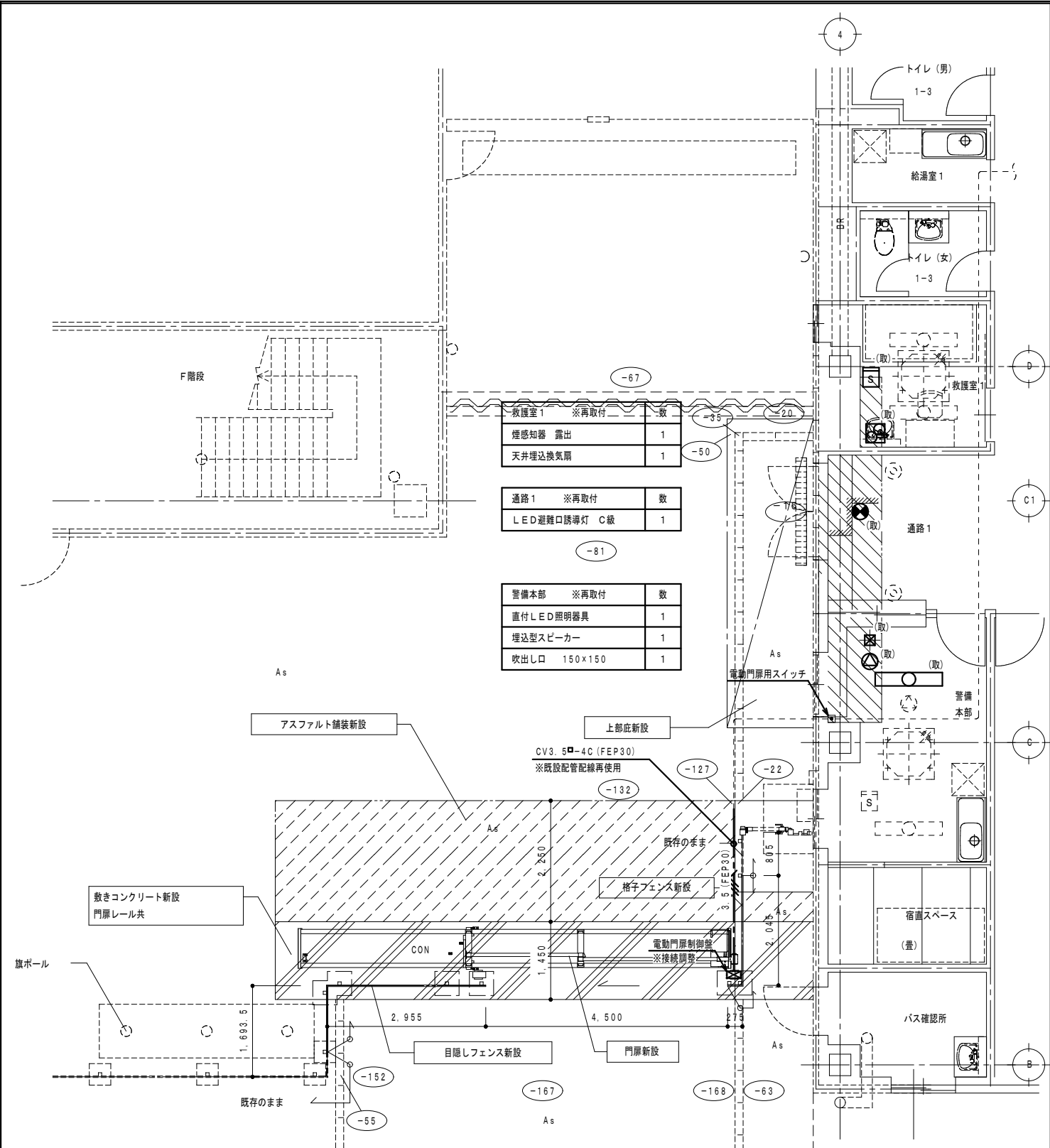
◎特記
 ・線破線部分は既設のまま再利用とする。
 ・(取)印は既設取外し後再利用を示す。

改修前 電気設備平面図 1/100

凡例

	撤去範囲を示す。	±0	本館棟1FLよりの高さを示す。
	改修内容を示す。		
	カッター切りを示す。		

※ 特記無きは既設のままとする。



教室1 ※再取付	数
煙感知器 露出	1
天井埋込換気扇	1
通路1 ※再取付	数
LED避難口誘導灯 C級	1
警備本部 ※再取付	数
直付LED照明器具	1
埋込型スピーカー	1
吹出し口 150×150	1

◎特記
 ・線破線部分は既設のまま再利用とする。
 ・(再)印は既設器具再取付及び移設再取付を示す。

改修後 電気設備平面図 1/100

凡例

	新設範囲を示す。	±0	本館棟1FLよりの高さを示す。
	改修内容を示す。		

※ 特記無きは既設のままとする。

給排水衛生設備工事特記仕様書

Table with project details: 工 事 名 称 (Project Name), 構 造 (Structure), 延 床 面 積 (Floor Area), 工 事 種 目 (Work Item), 設 備 概 要 (Equipment Summary), and 共 通 仕 様 (General Specifications).

- 1. 本工事は契約書、特記仕様書、並びに国土交通大臣官庁審判部監修「公共建築工事標準仕様書」(最新版)、「公共建築設備工事標準図」(最新版)並びに、建築基準法・消防法等の関係法令の規定に準拠するほか、監督員の指示に従い完全に施工する。
2. 本工事に必要な諸官庁への申請手続きは請負者が迅速に行い、経費は本工事に含むものとする。
3. 設計図書に疑義を生じた場合及び機能・外観・法規上・当然施工すべき事項については監督員と協議し、その指示に従い施工する。
4. 本工事に必要な工事用電力、水及び排水などの費用は、すべて請負者の負担とする。

- 1. 特記事項
1. 配管の吊り及び支持は、「標準」及び「標準図」に従い行う。
2. 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のための砂の層にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
3. 管(排水管を除く)は屋外土中埋設する場合は管の保護のための砂の層にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
4. 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標準」の当該事項に従い埋設切り際には再生クラッシャーランを走り方にならない敷き込み、突き固めした後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、砂の層にて管の周囲を埋め戻し充分した後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。
5. スリーブ材料については、「標準」(標準図)による。貫通部の処理については、「標準」(標準図、標準図)による。
6. 溶化石油ガス設備は、溶化石油ガス設備土により気密試験を行い試験成績書を提出する。
7. 弁類で、公営水道に直接接続する配管に使用するものは JIS 10kgf/cm² とし、高圧水道以外の配管に使用するものは JIS 5kgf/cm² とする。ただし、特記部分 JIS 10kgf/cm² とする。
8. 保温工事種別について、給水管、排水管及び給湯管は、原則グラスウール保温材とする。給水管の床下、暖房内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。ただし、耐火二層管は保温を行わない。
9. 消火管の屋外露出部分については、ポリスチレンフォーム保温材により保温を行う。
10. 給水用配管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
11. ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製(SUS304)とし、屋外及びビッド内の配管、ダクトに使用する支持金物等は、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき仕上げとする。
12. あと施工アンカーボルトの選定については、次にによる。
(1) 機器類の固定には、金属張強アンカーおなじみ又は接着系アンカーを使用し、施工後確認試験を(○)行う・行わない)
(2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する鋼板取付用のアンカーは金属張強アンカーおなじみ又は接着系アンカーとする。
(3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)とする。
13. 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、単位等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂の塗装を行わない。
(・ ・ ・ ダクトベース、パイプシャフト内)
屋外、屋外及びビッド内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。
硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。
次に指定する部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
(・ ・ ・ 一般居室、廊下等)
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライム1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。
14. 水圧試験、漏水試験、気密試験等は、配管途中もしくは組立後、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆工程前に行う。
15. 養生器具をコンクリート又はれんが製に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、れんがの場合は、防塵剤を布したものを壁面に埋込む。
16. 養生器具をコンクリートブロック壁面に取り付ける場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。
17. 洗面器類の排水トラップと網管又は塩ビ管との接続は、専用アダプターによる。
18. 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。
なお、屋外及び水気のある場所(井筒内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装等又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチングされたものとする。
19. 掘削作業に際して、事前に当該作業範囲内の埋設物、特に電力、通信、ガス及び水道等の埋設経路の調査を行う。
20. 機材の検査のうち、製造者において試験方法を定めている項目については、試験成績書を提出する。
21. ユニット型浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地検査に際しては「交付検査要領」を提出する。
22. ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」(標準)で使用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。
23. 浄化槽の蓋(枠を含む)は、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼板製若しくは溶融亜鉛めっき仕上げの鉄板製とし、固定が確実で、十分な防臭性能及び耐候性を有すること。
24. 試験調整にあたっては、「監視指針 参考資料 資料2 試験調整要領」を参考とする。低圧屋内配線、弱電設備については絶縁抵抗測定を行う。
25. 配管は風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対する安全上支障のない構造とする。
26. 建築物の部分を通って配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の換気防止のための措置を講ずること。
27. 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設ける等有効な換気防止のための措置を講ずること。
28. 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
29. 区画間連通処理、防火区画の貫通について令第112条第15項、16項及び、令第129条の2の5第1項第7号の処置又は大臣認定品を使用する。
30. 給水設備はウォーターハンマー防止措置(管内流速が過大とならないよう管径を規定する)を行うこと。

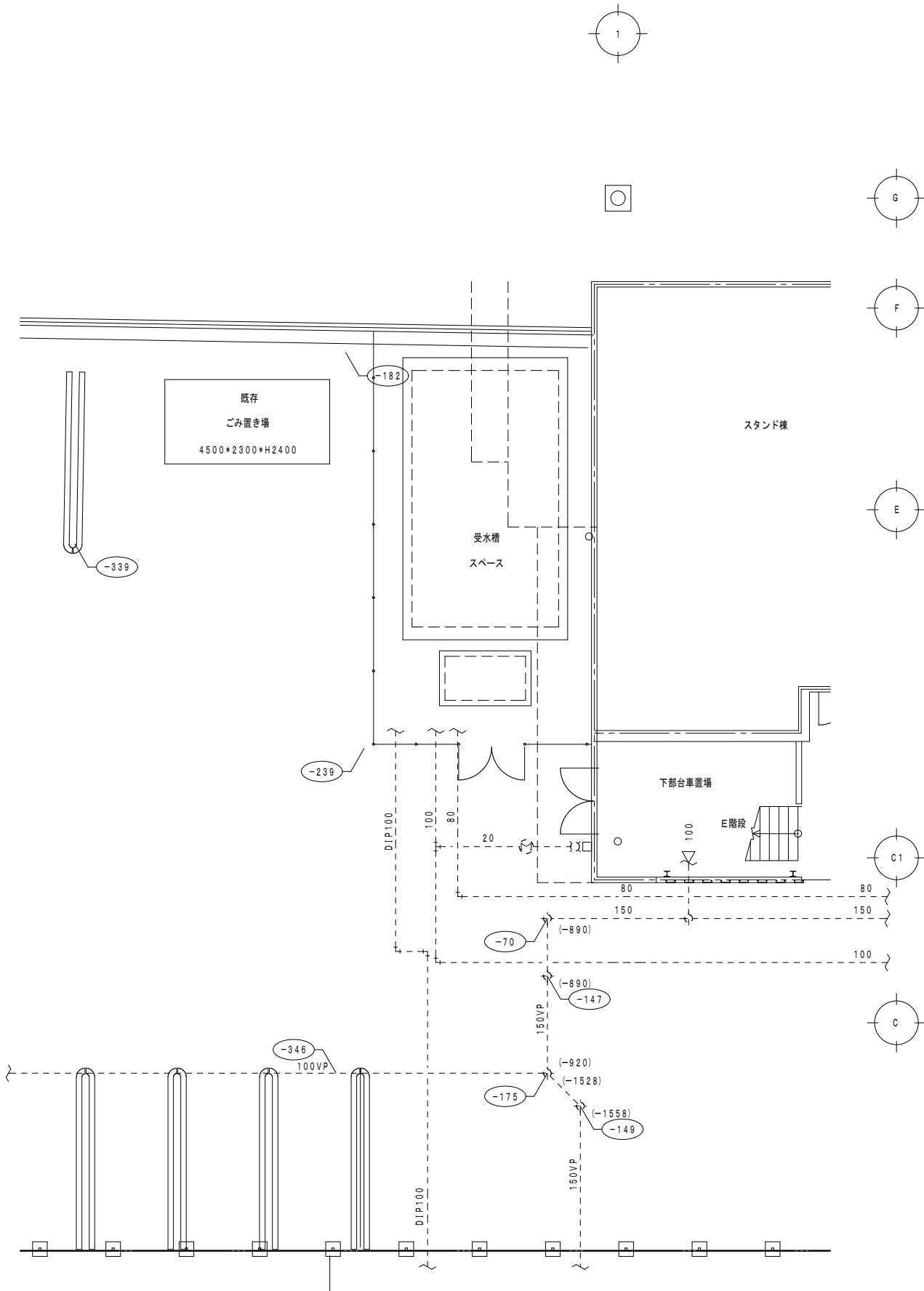
Table of materials and specifications for plumbing and electrical work, including items like 給水管 (Water supply pipe), 汚水管 (Sewer pipe), 配水管 (Distribution pipe), and ガス管 (Gas pipe).

Table of symbols and names for plumbing and electrical work, including symbols for 給水管 (Water supply pipe), 汚水管 (Sewer pipe), 配水管 (Distribution pipe), and ガス管 (Gas pipe).

Table of materials and manufacturers for plumbing and electrical work, including items like 浄化槽 (Septic tank), 給湯器 (Water heater), 洗濯機 (Washing machine), and 乾燥機 (Dryer).

Table of materials and manufacturers for plumbing and electrical work, including items like 電気配線 (Electrical wiring), 照明器具 (Lighting fixtures), and 換気扇 (Exhaust fan).





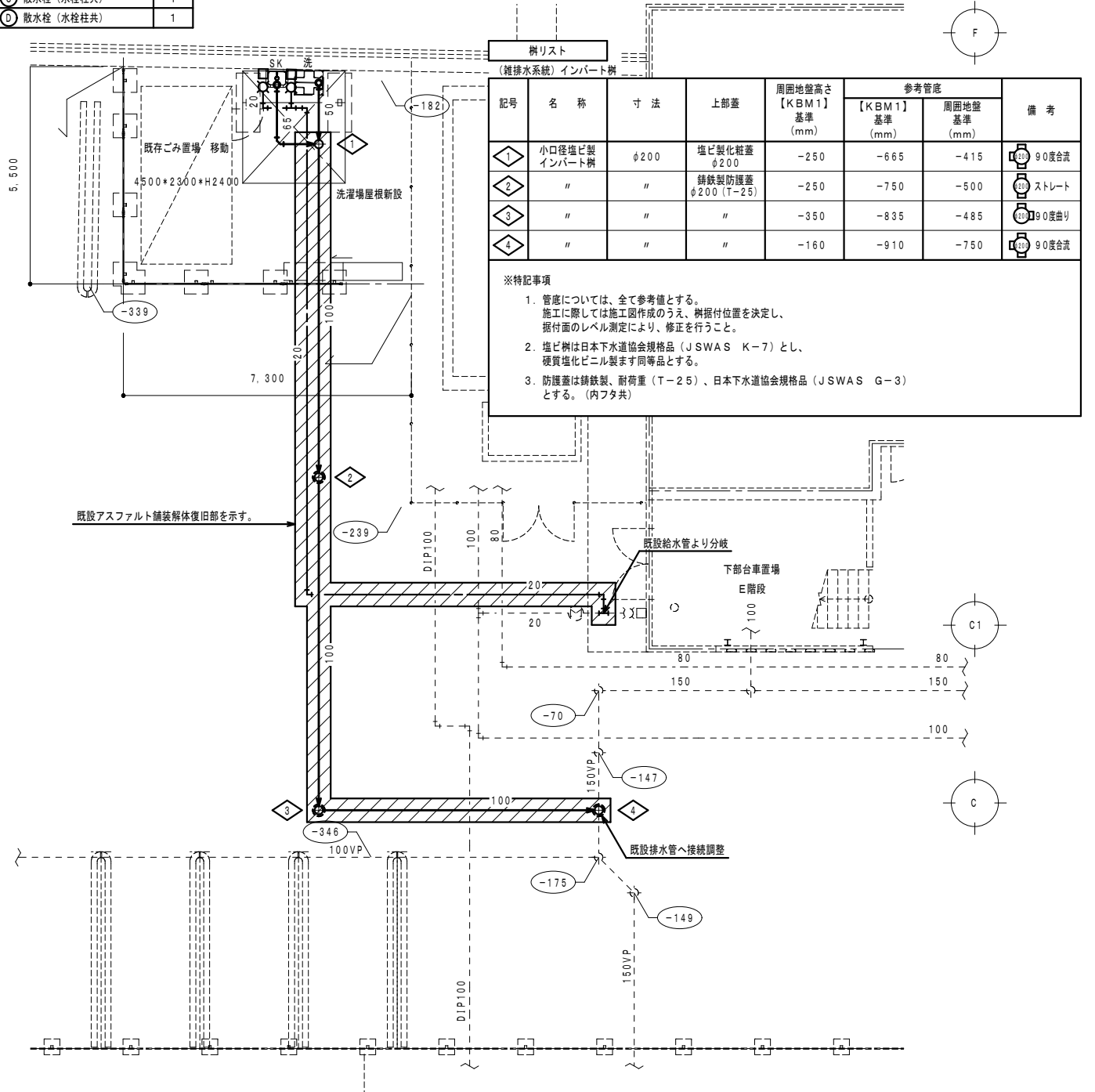
改修前 給排水衛生設備配置図 1/250

±0 は本館様1FLよりの高さを示す。

衛生器具参考表

A	B	C	D
掃除流し	洗濯機パン	自在水栓 (水栓柱共)	洗濯機用水栓 (水栓柱共)
TOTO SK322	TOTO PWSP64E2W	TOTO T130AUN13C	TOTO TW11R
LIXIL S-200	LIXIL PF-6464AC+TP-51	LIXIL LF-12F-13-U	LIXIL LF-WJ50KGA
掃除流し	洗濯機パン	自在水栓	洗濯機用水栓
排水金具、取付金具、リムカバー	錆物緩引排水トラップ	塩ビ製水栓柱H=1,500	緊急止水弁付水栓
他付属品一式共	他付属品一式共	他付属品一式共	塩ビ製水栓柱H=1,500
			他付属品一式共

洗濯場	数
A 掃除流し	1
B 洗濯機パン	1
C 散水栓 (水栓柱共)	1
D 散水栓 (水栓柱共)	1



改修後 給排水衛生設備配置図 1/250